

## 商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 高橋 博之

- 1 日時  
平成 22 年 8 月 3 日（火曜日）  
午前 10 時 1 分開会、午後 2 時 28 分散会（うち休憩 午前 11 時 58 分～午後 1 時 4 分）
- 2 場所  
第 3 委員会室
- 3 出席委員  
高橋博之委員長、高橋元副委員長、佐々木一榮委員、中平均委員、郷右近浩委員、  
高橋但馬委員、佐々木大和委員、小野寺研一委員、小西和子委員、斉藤信委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
菅原担当書記、工藤担当書記、猪久保併任書記、泉併任書記
- 6 説明のために出席した者  
教育委員会  
法貴教育長、高橋教育次長兼教育企画室長、佐々木教育次長兼学校教育室長、  
及川参事兼教職員課総括課長、石川教育企画室企画課長、  
宮野教育企画室学校施設課長、高橋学校教育室学校企画課長、  
多田学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、  
高橋学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、上田学校教育室高校改革課長、  
錦生涯学習文化課総括課長、平藤首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、  
中村生涯学習文化課文化財・世界遺産課長、  
鈴木学校教育室首席指導主事兼特別支援教育担当課長、  
田村学校教育室主任指導主事兼生徒指導担当課長、  
佐々木学校教育室首席指導主事兼産業教育担当課長、  
菊池教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、  
中山教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長
- 7 一般傍聴者  
5 人
- 8 会議に付した事件
  - (1) 委員席の変更及び指定
  - (2) 請願陳情の審査

ア 受理番号第 94 号 青年の生活と雇用を守り、将来に希望を持てる岩手県の実現についての請願

イ 受理番号第 95 号 青年の生活と雇用を守り、将来に希望を持てる岩手県の実現についての請願

ウ 受理番号第 96 号 青年の生活と雇用を守り、将来に希望を持てる岩手県の実現についての請願

(3) 継続調査（教育委員会関係）

「平成 23 年度県立高等学校の学科改編等について」

9 議事の内容

○高橋博之委員長 おはようございます。ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

この際、去る 7 月 2 日の当委員会で決定いたしました高校授業料無償化に係る執行部への申し入れについて御報告いたします。去る 7 月 5 日、本会議終了後、私と副委員長が県教育委員会に出向きまして、教育長及び両教育次長と面会し、この件について申し入れを行いました。申し入れた内容は、1、法の趣旨にかんがみ、今後、制度の見直しを検討されたいこと。2、既に授業料を徴収している生徒に対しては教育的配慮により改善の措置を検討されたいこと。以上、2 点であります。なお、詳細についてはお手元に資料を配付いたしておりますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

この際、盛岡選挙区補欠選挙において当選になり、議長において、当委員会の委員に指名されました高橋但馬委員を御紹介いたします。高橋但馬委員、一言ごあいさつをお願いいたします。

○高橋但馬委員 おはようございます。商工文教委員で一生懸命仕事をしてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

○高橋博之委員長 初めに、委員席の変更及び指定につきましてお諮りいたします。今回、当委員会の委員になられました高橋但馬委員の委員席は 5 番とし、委員席はただいま御着席のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高橋博之委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第 94 号青年の生活と雇用を守り、将来に希望を持てる岩手県の実現についての請願、受理番号第 95 号青年の生活と雇用を守り、将来に希望を持てる岩手県の実現についての請願、受理番号第 96 号青年の生活と雇用を守り、将来に希望を持てる岩手県の実現についての請願、以上 3 件は関連がありますので一括議題といたします。

これらの請願に対し、意見はありませんか。

○斉藤信委員 この請願について前回のこの委員会での審査を踏まえて、一度取り下げて

再提出をしたいと、今会派との協議を煮詰めておりましたので、次の委員会までには取り下げをして、9月の県議会で改めてまた再提出の方向で進めたいと思っていますので、今委員会では継続にさせていただきたいと思います。

○高橋博之委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋博之委員長 なければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。先ほど紹介議員の斉藤委員から継続審査という御意見がありましたが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高橋博之委員長 御異議なしと認めます。よって、受理番号第94号、第95号及び第96号の請願は継続審査と決定いたしました。

以上をもって、請願陳情の審査を終了いたします。

執行部が入室しますので、少々お待ち願います。

この際、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

○法貴教育長 教職員の不祥事と再発防止に向けた取組について御報告申し上げます。

先般、高等学校教諭による女子生徒に対するわいせつ行為が発覚し、7月20日付で当該教諭を懲戒免職処分といたしました。また、高等学校教諭が生徒の誘拐を予告する文書を高等学校に郵送し、業務を妨害した容疑で逮捕された事案、及び小学校教諭が公衆浴場において男子児童に対し、わいせつ行為をした疑いで現行犯逮捕された事案等が発覚しているところであります。このように反社会的行為として県民の大きな批判を招く不祥事が連続して発生したことは、痛惜の念にたえないところであり、県民の皆様に深くおわび申し上げます。

今後、教育委員会全体で教育行政に対する県民の負託に改めて思いをいたし、教職員がこれらの事案の発生を対岸の火事として受けとめることなく、みずからを律し、不祥事を起こさない職場風土づくりや不祥事の防止に向けたコンプライアンスの確立の取り組みを徹底してまいりたいと思います。

○高橋博之委員長 次に、教育委員会関係の平成23年度県立高等学校の学科改編等について調査を行います。調査の進め方についてであります。執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局から説明を求めます。

○法貴教育長 平成23年度県立高等学校の学科改編などについて御説明いたします。

来年度の学科改編などについては、進路選択を間近に控えた中学3年生及びその保護者に、翌年度の募集学科及び募集定員をできるだけ早くお知らせするため、平成16年度から、この8月の閉会中の常任委員会におきまして、翌年度の県立学校の学科改編等について報告しております。平成23年度の募集につきましては、来年度の上半期をめどに策定予定の次期高等学校再編整備計画も見据えながら、中学校卒業予定者数が平成22年度に比べ886名と大幅に減少する状況及びこれまでの中学校卒業生の進路状況にかんがみ、今後高等学

校に入学する生徒にとって望ましい学科及び学級数をブロックごとに配置する観点から計画するものであります。

また、平成 22 年度以降、次期再編計画を策定するまでの間の取り扱いについては、これまでの後期計画は直接適用させずに、個々の高校の入学者数の状況、定員充足状況や中学校卒業予定者数の状況などを勘案し、高校教育として生徒にとってより望ましい教育環境を整えるという視点から学級数調整などを行うものであります。

それでは、平成 23 年度の生徒募集に当たっての取り扱いの詳細について、またあわせて年次進行に伴う県立特別支援学校の学科の廃止について担当課長から説明させます。

○上田高校改革課長 それでは、平成 23 年度の県立高等学校の学科改編等につきまして、お手元にお届けしております資料に基づきまして、その予定について御説明を申し上げます。

まず初めに、1 ページでございます。1 の課程別・学科別募集学級数及び募集定員についてでございます。全日制につきましては、上段から募集学級数について、平成 22 年度に比較いたしまして普通科、理数科は 7 学級の減、全日制全体の募集学級数も 7 学級減の 263 学級、募集定員は 280 人減の 1 万 520 名となるものでございます。定時制につきましては募集学級数は増減なしの 14 学級、募集定員も 560 名でございます。したがって、平成 23 年度の県立高校全体の募集学級数につきましては、平成 22 年度より 7 学級減の 277 学級、募集定員は 280 名減の 1 万 1,080 名となるものでございます。

各ブロックの募集学級数の増減ですが、2 ページをお開きいただきたいと思っております。2 のブロック別募集学級数増減を御覧いただきたいと存じます。ここには変更のある学校のみを記載させていただいております。具体の説明に入る前に、学級数調整の考え方について御説明を申し上げます。前計画でございますが、昨年度をもって満了いたしました。来年度の募集については、この計画に定めておりました住民ニーズ、これは直接適用とはなりません。それで、生徒にとって望ましい教育環境をどう整えるか、そういう観点から学級数調整を行うこととしたものでございます。このような考え方につきましては、前計画の策定以前、計画はございませんでしたが、一定の基準がない状況の中で学級数調整を行ってきた。その際の方角とおおむね同様な考え方になるということでございます。

具体的には平成 23 年 3 月の中学校卒業予定者数、県全体でございますが、これは平成 22 年 3 月に比べまして 886 名の大幅な減少の見込みでございます。これを単純に学級数に置きかえますと、22 学級相当の減少となるものでございます。一方で、現在次期高等学校の再編計画の策定に向けまして、地域ときめ細かに意見交換を重ねながら検討を進めてまいっているところでございます。このような検討、例えば影響を及ぼす可能性があるような調整、例えば学校の統合等、あるいはその存立にかかわるような調整等は行わないということにしたいと存じます。

また、平成 22 年の 3 月でございますが、今後の高等学校教育の基本的方向を策定させていただきました。その中で望ましい学校規模をお示ししておりますが、4 ないし 6 学級とさ

せていただいたところでございます。

このような内容に配慮いたしまして、主に7学級以上の大規模な高校を中心に調整を行うことといたしたところでございます。また、高校ごとに見ますと、その特殊性にも配慮させていただきました。また、同一校で学級減が連続することのないように学級数を調整することとしたものでございます。さらに、残念ですが、多くの欠員が生じている高校につきましては、その入学状況、あるいは将来の入学者の見込み等を勘案いたしまして、個別に学級数調整を行うこととしたものでございます。

以上の考え方を踏まえまして、盛岡ブロックでございます。このブロックの中学校卒業者の推移でございますが、平成22年3月に比較いたしまして平成23年3月は337人の大幅な減少の見込みでございます。これらを単純に計算いたしますと8学級程度の学級減に相当いたしますけれども、また今後も入学予定者数の回復がちょっと見込みづらいというところでございます。平成23年度におきましては、そういった状況ではございますが、盛岡第一高校、盛岡第三高校、盛岡南高校の3校の学級減をしようとするものでございます。対象校のこの3校でございますが、いずれも7学級以上でございます。先ほど触れましたが、基本的方向の中で生徒数の減少のため、将来的に7学級以上の学校を廃止することは難しいということがございまして、望ましい学級数を4ないし6学級とさせていただいたところでございます。

また、この3校につきましては、過去5年間に学級減等の調整は行っておりませんので、それぞれ1学級減とするものでございます。なお、盛岡南高校につきまして学級減の対象になる学科でございますが、学科が二つございます——普通科と、それから体育科でございますが、専門学科の再編は県全体のバランスを考えて十分な検討が必要と考えておりまして、今回対象といたしますのは、普通科での減を想定しておるものでございます。

次に、岩手中部ブロックでございます。このブロックの中学校卒業予定者数の推移でございます。平成22年3月に比べまして平成23年3月は141人の大幅な減少の見込みでございます。平成28年3月——これは次期再編計画の前期の目標年度でございますけれども、そこまではおおむね平成23年3月の水準で推移するものと考えております。これらの生徒減少を踏まえまして、岩手中部ブロックにおきましては花巻北高校、黒沢尻北高校の2校の学級減をしようとするものでございます。対象校のこの2校でございますが、いずれも7学級規模の高校でございます。それぞれ1学級減とするものでございます。

次に、胆江ブロックでございますが、このブロックの中学校卒業予定者数の推移でございます。平成22年3月に比べまして平成23年3月は42人の減少の見込みでございます。その後、各年次での増減多少ございますけれども、漸減していく見込みでございます。このような生徒の減少を踏まえまして、胆江ブロックにおきましては、7学級規模の高校であります水沢高校を1学級減としようとするものでございます。

宮古ブロックでございます。このブロックの中学校卒業予定者数の推移でございますが、平成22年3月に比べまして、平成23年3月は44人の減少の見込みでございます。その後

は、やはり年次での増減は多少ございますものの漸減していくものと見込まれております。宮古北高校でございます。平成 22 年の入試では志願者が 39 名という状況でございました。実はこの段階で、岩手県立高等学校の管理運営に関する規則、これは教育委員会規則でございますが、その規定に基づき、その時点で学級減ができる、そういったような状況でございましたが、その後の再募集等の可能性がございましたので、その段階では学級減の実施をしておりません。ただ、今年度を見ますと、結果的に入学者数が再募集で入った子供たちも含めまして 37 人でございました。今 2 学級、80 人の定員でございますので、1 学級 40 人を超える定員割れが生じております。今後、宮古市の中学校卒業予定者数が減少していくと見込んでおりますので、今後入学者数の大幅な回復が見込めないことから、1 学級減とするものでございます。ブロック全体としても 1 学級減となるものでございます。

なお、両磐ブロック、気仙ブロック、釜石・遠野ブロック、久慈ブロック、二戸ブロックでございますが、学級数の増減はございません。以上が平成 23 年度のブロック別学級数増減の御説明でございました。

同じページでございますが、3 の学科改編でございますけれども、平成 23 年度における学科改編はないということでございます。

次に 3 ページをお開きいただきます。4 の学校再編でございますが、対象はございません。

次に、5 の年次進行に伴う県立高等学校及び学科の廃止についてでございます。まず、アの県立高等学校の廃止でございますが、対象はございません。次に、イの学科の廃止でございますが、平成 21 年度から募集停止をしている学科が対象となるものでございます。具体的には岩谷堂高校の生産技術科、産業工学科、それから釜石商工高校の機械システム科については、今年度をもちまして平成 20 年度入学生が卒業いたします。このことから廃止となるものでございます。

なお、県立高等学校及び学科の廃止につきましては、岩手県立学校設置条例の改正として、9 月の県議会定例会に提案させていただく予定でございます。以上、県立高等学校における来年度の学科改編等の説明でございました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○鈴木特別支援教育担当課長 続きまして、県立特別支援学校の学科改編等について御説明申し上げます。資料は引き続き 3 ページになります。

年次進行に伴う県立特別支援学校及び学科の廃止についてですが、まず県立特別支援学校の廃止ですが、平成 23 年度における県立特別支援学校の廃止はございません。次に、学科の廃止ですが、平成 21 年度から募集停止している学科となります。その学校の学科は、盛岡峰南高等支援学校の普通科、家政科、農芸科、工芸科につきましては、今年度をもって平成 20 年度入学生が卒業することから、廃止となるものでございます。なお、県立高等学校同様、県立特別支援学校及び学科の廃止につきましては岩手県立学校設置条例の改正として、9 月の県議会定例会に提案させていただくことを予定しているものでございます。

簡単でございますが、御説明とさせていただきます。

○高橋博之委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありません。

ませんか。

○小西和子委員 御説明ありがとうございました。ただいま中学生の減ということで数値が示されましたけれども、先日行いました今後の県立高校に関する地域検討会議の資料2、今後の公立学校全日制の年次別、学校別入学者の推計と数値が異なっております。その整合性はどのように説明されるのでしょうか。

○上田高校改革課長 先般から次期再編計画の検討に関して地域検討会議を開催させていただいております。そこでは、資料等を丁合をいたしまして、委員等に御覧いただき検討をちょうだいしたところでございます。ただいま委員から御指摘がございました資料2ということですので、今後の公立高校全日制年次学校別入学者の推計、恐らくそれかと存じます。今申し上げましたのは資料1——もしお手元があればですが——これは資料1のほうが今後の中学校卒業者の見込みでございます。御説明の際に使わせていただいた数字は中学校卒業予定者の見込みでございます。資料2につきましてはすべてが県立高校や公立高校に進学ということではございませんし、また他県から県立高校に入学している生徒もございます。その見込みを資料2でお示しをしているところでございますので、今の御説明と整合する数字は資料1のほうが数字ということでございます。

○小西和子委員 たしか地域検討会議のときには、このように入学者数の推計がされるということでの提示で、それをもとにして今後の学校数を決めていくということで、これはすごく重要な資料と把握しておりました。例えば盛岡地区の高校に他から入ってくるというようなこともシミュレーションをしているので、これをもとに学級数のことについては検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○上田高校改革課長 委員の御指摘もそのとおりだと存じます。ただ、私ども推計をさせていただきました。中学校の予定者数でございますと、ほぼ確定値として数字を示しています。例えば来年でございますと、現在の中学校3年生の在籍者数、例えば6年後でございますと、小学校4年生というように、きちんとした数字で見込めるというものでございます。いろいろな手法がございますけれども、今回必要学級数ということで、県立学校にどれぐらい入っていくかということで、あくまで推計をさせていただいたというものでございます。もちろん、これは参考とさせていただいて、今申し上げた説明ではございますけれども、そういったものも考慮しながら、今回の学科再編で平成23年度の募集学級数の検討を進めてきたものでございます。

ということで、御指摘はあろうかと思いますが、今後の推計についてはあくまで推計でございますので、先ほど申し上げました、今開催しております地域検討会議で御議論いただく、検討いただく際のぜひ参考にさせていただきたいということで御提示を申し上げたものでございます。

○小西和子委員 これはすごく重要な資料だと思って、私はこちらのほうを検討会議のときには重要視してきましたけれども、そういう御答弁ということなのですね。

これで見えていきますと、宮古北高校の1学級減についてでございますけれども、確かに今

年は37人と少ないのですけれども、平成23年度以降は50人ぐらいを維持するというようなこの推計がございます。これから、例えば1学級減になったときに、宮古北高校に入れないう子供たちはどこに通学できるのでしょうか。通学のことまでシミュレーションしているのでしょうか。例えば、募集停止した岩泉高校田野畑校に本来通いたいと思っていた子供さんが岩泉高校まで自転車で通っているといった実態を県教委は把握しているのですか。数字だけで切っていくって、その後の生徒とか保護者の方の変化についても、きちんと把握していくべきだと思いますけれども、答弁をお願いします。

○上田高校改革課長 委員の御指摘がございました数字につきましては、地域検討会議の資料2の内部の数字と把握をしております。その前提でお話しを申し上げたいと思います。

私ども過去5年間の入学の状況等を勘案いたしまして、来年度以降の各高校の入学予定者数の推計を出させていただいたところがございます。その中で、例えば平成23年度で、御指摘のとおり50という数字を出させていただいていますが、宮古ブロック全体で考えた場合には、来年度については四十数名の減少になっているところがございます。今、現に宮古北高校では40人を超える欠員があるという状況でございます。そういったことを勘案して、総合的に宮古北高校1学級減が適当ではないかと。あるいはブロック全体を考えたときには、そういった方向がいいのではないかとということで、案で御提示をしているところがございます。

それから、通学に関してでございますが、これは個別に通学の状況等を毎年把握はさせていただいております。資料の統計処理等はやらせていただいているところがございますので、恐縮でございますが、今分析の途中でございます。宮古北高校に通う際にどういった通学手段があるかと申しますと、一般的にはバスだとか、三陸鉄道ということになるかと思えます。さらには地元の生徒は自転車、あるいは徒歩で通学等があると把握をしております。

○郷右近浩委員 関係があるので、今、小西委員から質問があった件についても、私からも1件質問させていただきます。

宮古北高校ですけれども、普通科が1学級になるということなのですけれども、これが確かに今の推計であったり、将来的な見込みであった中で、例えば今回1学級にする。ところが、岩泉高田野畑校であったり、いろいろな周辺の状況の変化によっては、もしかしたら将来的にここに希望者がふえる可能性があるとした場合、その際はまた2学級に戻すということも、将来的には可能性としてあるということで考えてよろしいですか。

○上田高校改革課長 将来的なお話につきましては、さまざまな検討が必要だと考えておりますが、まず今、来年度策定予定の計画がございます。再編計画——仮称でございますけれども、その中でブロック全体を見据えて、各高校どのような配置がいいかということで、今御検討いただいているところがございますので、今後、宮古北高校のあり方はどのようなものかといったことについては、ぜひ地域で御議論いただいて、その上で県教委としての案をお示ししたいと考えております。

一般的なお話で恐縮でございますが、例えば入学者数の増が見込める場合には、学級数の



増というのも将来的にはあろうかとお尋ねでございますが、可能性としてはもちろんございます。これは先ほど申し上げた計画の中での長期計画、その具体的な計画が中期、5年間で出させていただいておりますが、その中で地域の議論を踏まえながら位置づけをさせていただきたいと思っております。

○郷右近浩委員 わかりました。あと1点だけお伺いしたいのですが、今回のこの2ページのブロック別募集学級数増減ということで、先ほど説明の冒頭で、普通科というか普通校を中心に学級数の多いところを減らして、もちろん地域の定数やらそういったことを勘案しながらということですのでけれども、今回の盛岡第一高校、胆江地区の水沢高校において、普通・理数となっておりますが、これは普通科が減ると認識してよろしいでしょうか。それとも、それはその地域の実情に応じて判断されるということなのでしょうか。

○上田高校改革課長 これは募集についての案でございますけれども、募集の段階では普通科・理数科、合わせてのくくり募集でございますので、ですから一応、合わせて8から7ということになります。ただ実際にどうなるかと申しますと、通常でございますと、このままいきますと1年から2年への進学時、普通科になるか理数科になるかということで、生徒の希望によりまして科目選択が変わっていくものでございます。

○佐々木大和委員 大前提となった来年の生徒数減が、来年886名の減、22学級分ぐらい減るのだということがわかっているのですが——さっき宮古ブロックは44名ぐらいですか——これはブロックごとに何人ずつ減るのですか。

○上田高校改革課長 県内に9ブロックございますが、平成22年に比較いたしまして、平成23年3月で、生徒数の減少をブロック別に申し上げます。まず、盛岡ブロックでございますが337人、岩手中部ブロックが141人、胆江ブロックが42人、両磐ブロックが68人、気仙ブロックが46人、釜石・遠野ブロックが31人、宮古ブロックが44人、久慈ブロックが93人、二戸ブロックが84人、合わせて886人となっているものでございます。

○佐々木大和委員 実態がそういう減少を見込んだときに、学級減の対象はこの三つ、四つですか。なぜこうなるのでしょうか。これでうまく配分されるのでしょうか。全体はこういう形になっていて、さっき志願者数の減少の話がありましたけれども、こういう数字が出てくれば40人以上減っているところは、やっぱり一つぐらい減らさないと実態に合わなくなるのではないのでしょうか。偏って部分的な減にした意味がよくわからないのですけれども、その辺については。

○上田高校改革課長 佐々木委員のおっしゃることはもっともでございますが、そういった調整なりが、今後必要となってくるということでございます。今、参考に申し上げて恐縮でございますが、来年度、新しい県立高等学校の再編計画——仮称でございますけれども——策定中でございますが、その中で位置づけをさせていただく。今年度につきましては、そういったことを見据えまして、各地域、各ブロックでいろいろと意見交換をさせていただき、私ども県教委としての案を策定してまいりたいと考えております。

その中で、確かに御指摘のとおり、残念ですけれども、減少数が多いブロックがございま

す。ただ、このブロック内では、例えば7学級以上を一応選定させていただきますが、大規模校はございません。となりますと、それよりは小さな規模の学校の調整となってまいります。さらには欠員が多い学校ということになりますと、やはり特定の高校に集中する傾向もございます。まさにそういったところの高校も含めて、各ブロックの高校配置のあり方をこれから検討していただくということでございますので、今回平成23年度の募集学級数につきましてはそういった議論に支障がないように、案としてお示しをしたところでございます。

○佐々木大和委員 確かに小規模校への配慮というのは一定のものは必要だし、地域のほうで高校がなくなるのは大変だということで、そういう議論は当然出るわけですが、現実的に22学級分も減るということがわかっているのですが、暫定的に7学級ということですね。要するに検討がおくれているのではないですか、方向の示し方が。ここまで一気にいっている状況で、例えば7学級減らしても、減っている数は22学級だから15か。それぐらいがもう明らかに足りない、定員に満たないところがますます出るのだということが実態として見えてくるわけですね。そういうところがすごいテンポで進んでいると思うのです。学校も改めて本来の目標というか、高校教育のあり方を検討して、そういうところを早い時期にもっと示さないと、こういうテンポで、減ったから今幾らか、3分の1ぐらい減らしますよというような再編では非常に問題が大きいのではないかと。もっと根本的なことをしっかり見つけてやっていく必要があるだろうと思います。

4学級から6学級ということで、一つの線引きはしたようではございますけれども、自分らの世代のことしか比較することはできないですけれども、6学級ぐらいで本当に大規模校と言えるのだろうか。昔みたいに50人いても300人ですが、もう40人ですからね。本当はかなりコンパクトな学校に見えてくると思うのです。どこでも減っているのですが、他県の状況はこういうものに対する取組はどうなっているのでしょうか。

もう一つ、こういう状況になったときに、前に一度ここでも話が出ましたけれども、学区制は秋田などではなくなっていると聞くのですが、学区制に対してはどんな議論になっていきますか。

○上田高校改革課長 幾つかの御質問ちょうだいいたしました。最初に、こういった学級改正、中学生の卒業者が現に減るのであれば、もっと早くこういった見通し等について県教委側で出したらよかったのではないかと御質問かと思っております。確かにそのとおりでございます。ただ、高校の配置につきましては地域にとってさまざまな思いとか、そういったものがあるわけでございますので、できる限り地域との意見交換なり話し合いをやらせていただいて、その上で県教委案を出させていただきたいということでスケジュールを組ませていただきました。本来でございますと、平成21年度でもって前計画が満了いたしました。今年度スタートの計画をつくるのが通常のやり方かと存じますが、できるだけ慎重に、きめ細やかに早くそういった地域との話し合い、意見交換をさせていただきたいということで、空白の期間が出ますものの、あえてその時間を十分にとらせていただいて、平成23年

度の計画策定というスケジュールで進んでいるものでございます。御了解いただければと思います。

それから学級数の他県の状況でございますが、まず平均の学級数でございますと、全体でございますが、平成21年度のデータでございますけれども、本県の場合、約4.2学級でございます。これは北東北3県を見ますと、ほぼ同程度だと思っております。それから、恐らく委員の御指摘は大規模校の状況についてという御質問かと存じますが、東北の他の5県ですけれども、その中で旧制高校なりの流れをくみますそういった伝統校ということで限らせていただきますけれども、青森県でございますと青森高校、弘前高校、あるいは八戸高校では、現在7学級でございます。ただ、このままでいかどうかという議論はあるやには聞いております。秋田県でございますと、秋田高校では315名でございますので、恐らく8学級。それから、秋田南高校では7学級でございます。宮城県では、仙台第一高校、仙台第二高校が8学級でございます。山形県では、山形東高校が6学級になっております。福島県では福島高校、安積高校、磐城高校が8学級という状況になっております。ということではございますけれども、いろいろと他県でも御検討されているとは聞いておまして、学級維持あるいは学級を減らすかどうかについては、鋭意検討なさっていると伺っております。

それから最後に、学区制のお尋ねがございました。学区制についてはさまざまな議論があると承知しております。生徒の自由な意思を尊重すべきだというお考えからは、さまざまな意見がございますけれども、例えば全県一区にしたらどうかという御意見があることも承知しております。ただ一方で、地域の振興等を担う人材は、やはり地域の学校で育てるべきだという、そういった御意見もございます。これは、今年3月に今後の高等学校教育の基本的方向を示させていただきましたが、その前段で、長期構想検討委員会という学識経験者によります第三者委員会で、1年半にわたって御検討をちょうだいして、報告をちょうだいしております。その中でも非常に議論になったところでございまして、最後はやはりその報告の中で、現行の学区は当面維持するという方向を出していただいて、報告をちょうだいしたところでございます。私ども、3月に基本的方向をとりまとめさせていただいて、お話を申し上げました。その中では、当面この9ブロック、学区では8になるのですが、これは維持したい。

ただ、今後の状況では生徒の減少等が当然ありますので、そうしますと、各ブロック内で、中学生が自分の希望なり適性に応じた高校が自由に選べるかということ、なかなかそうはいかないぐらい生徒数の減少が進んでしまう。こういった状況も想定し得るということで、将来的にはそういった面では学区の見直し等が必要ではないかということで基本的方向では見直しさせていただいたところでございます。

○佐々木大和委員 やっぱり、これだけ人口減少、特に少子化傾向が現実のものになってどんどん出てくる段階で、計画の空白期間をつくるということは本当に問題があると思うのです。そういうことを起こさないように適切な対応をするように、もっとスピードアップし

て教育方針を示していく。そうでなければ、選択で迷うことよりも、こうやって漠然と、今年は本来であれば、こういう計画が切れたならば、こういうことをやらなくてもいい年で、そのまま募集していったら、その次の計画が出てから手をつけてもいいのではないかと。そういうように、私は見ていると考えられるのですけれども、ただ毎年これをやらなければならないということで、学級減を提案するというようなことであっては、それも意味がない、本末転倒の話になっていくのではないかと、そういう心配をしております。

それで、高校の学級数規模というのは非常に問題があると思うのですけれども、試行錯誤しながら考えているわけですけれども、いずれ地域の人材と言っても県立高校ですから、私は個人的には学区制なんかは廃止して、交流をさせて、岩手県の人材として各地で活躍できるように、どこでも選択できるというぐらいは当然あるべきだと思っております。というのは、中学校からそのまま行った高校の場合に、生徒たちの話では、昔一時的にそういうことがあったと聞いたことがあるのですけれども、高校になって新しい生活、新しいチャレンジをしようとしたときに、仲間が全部同じメンバーだけで上がっていくと変わることができない。やっぱり中学校と高校が違うのは、新しいチャレンジのできる段階を、そこで組みかえるということが、仮にそのチャンスを与えることになれば、いろいろな学校の選択肢も広がったほうが私はいいと思うので、そういうところもぜひ改良してほしいと思いません。

○斉藤信委員 私は今度の学科改編等については、おおむねいいと思います、初めてですね、こういうのは。というのは、一つは、比較的規模の大きい学校で最低限の改編をすると。私は基本的にこれはいいと思います。そして、恐らく 886 人減に対して、今回は 7 学級減という形で、生徒減に比べれば学級減は少ない。それは今、検討されている高校再編の協議を踏まえてという、そういうことでしょうから、今大なた入れるよりはそういう地域の議論を踏まえて、高校の地域のあり方を考えるという点では、私は妥当な線ではないかと思っております。

それにしても、ブロックごとの生徒減と比べるとバランスを欠いているのも事実ですね。特に久慈、二戸が 2 学級減を超えるような生徒減の中で、ここには手をつけないというのが、率直に言えばちょっとバランスを、それにしても欠くなという感じは受けていますが、この具体的な理由は何かを示していただきたい。

あともう一つ、胆江で水沢高校が普通・理数科がくくり募集になりました。くくり募集というのは盛岡第一高校もやったことがあるのだけれども、成功しなかったのですね。だから水沢高校の場合、このくくり募集で 2 学年になったときに理数科志望というのはどうなっているのか。特色のある学校、学級にはなっているのだけれども、そのくくり募集の成果がどうなっているのか、示していただきたい。

○上田高校改革課長 斉藤委員からの御質問でございます。まず一つは、ブロックごとのバランスを見たときに、今回の学級数調整等は整合がとれないのではないかと御質問かと存じます。率直に申し上げまして、確かにそういう面はあろうかと存じますが、先ほど例

として挙げられました久慈地区、二戸地区、大変恐縮でございますが、二戸地区などは非常に小さな規模の高校がたくさんございます。その中で、例えばこの数字、生徒数の減に対応した学級数調整を今の時点でやろうとすることになりますと、例えば学校の存立に直接かわるといったことも当然想定されます。そういったことで、これは今新しい計画に向けての検討を今現在やっておりますので、特に地域の方々の意見をちょうだいするということ、これからも続けていくこととなります。その中の議論を踏まえた上で計画に盛り込むことが適切かと考えます。

それから、くくり募集の関係の御質問ですが、今、理数科の話がございましたが、理数科でございますけれども、今、県内で4校くくり募集をしております。盛岡第一高校、水沢高校、一関第一高校、釜石高校の四つでございます。どこでも、募集の段階では普通科・理数科の一つで募集をさせていただいて、進級に従いまして科目を選択していくという方法でしております。御指摘がありました水沢高校では、国とのかかわりもございまして、いろいろな指定をちょうだいしております。そういった関係で、理数科を希望する生徒数がかなり多いと聞いております。ただ、その他の高校につきましては、例えば2学年になる前に理数科希望が、40人に満たないという状況もあるやには聞いております。これは、いろいろと理由があろうかと思いますが、詳しい分析は難しいので——ただ全体の学校規模、あるいは生徒数の減少なりということは、多少の影響があるとは考えております。

○斉藤信委員 今4校あると言ったので、もっと正確に、2学年になったときの理数科定員は何人になるのですか、実定員。定員というか、あれだね……。

（「定員でございますか」と呼ぶ者あり）

○斉藤信委員 定員というか、実際に理数科に入っている数。わかったら後で。

それと今回特別支援学校の学科の廃止というのがありました。盛岡峰南高等支援学校、どうも支援学校にいろいろな名前をつけて、地域が見えないのですよね。私は、本当にこの名前がいいのかと思いますよ。やっぱり支援学校も、地域の高校もそうなのですけれども、地域に支えられた高校って大事なのです。地域性がないのですよ、抽象的になって。私は、そのことはもう一つ検討課題ではないのかと。盛岡峰南高等支援学校というのはどこだったのかと。

もう一つ、今回の学科改編、廃止は恐らく改編で、中身が変わったということではなかったと思いますが、それは今どうなっているのか。

それと、高等部に対する希望はかなりふえているけれども、十分そういう希望にこたえられないのではないか。定員をかなり、逆に超えて入学している状況にあるのではないか。そのあたりの志望者数と入学者数と定員の比率の関係、峰南高等支援学校の実績も含めて示してください。

○鈴木特別支援教育担当課長 3点御質問がありましたので、お答えいたします。

まず校名につきましてでございますけれども、学校教育法が改正されて、従来の盲、聾、養護学校が特別支援学校になったことを機に、本県では、特別支援学校という名前に校名を

移行することを考えまして新校名にした経緯がございます。その際、学校に検討委員会を設けていただきまして、こういった名称がいいのかということを検討していただいたことを挙げていただいた上で、県教育委員会で調整を図って定めるという状況になっておりますので、現場の、あるいは地域といいますか、学校の意見を聞いたということで、現在の名前となっているところでございます。

それから二つ目でございますけれども、盛岡峰南高等支援学校——旧盛岡高等養護学校でございますけれども、ここの学科につきましては、従来4学科ありました。特別支援学校の普通科は高等学校の普通科と違いまして、職業には特化していないという形の普通科という呼び方でございますけれども、そのほかに家庭に関する学科ということで家政科、工業に関する学科ということで工芸科、それから農業に関する学科ということで農芸科ということで平成10年に設置したときに、その三つの学科を設置しております。

それで10年ずっと来たわけですがけれども、特別支援学校の生徒もそれぞれの学科を卒業した生徒が必ずしもそういうところだけに就職するわけではない。逆に言うと、例えば農芸科を卒業した子供が農業に係る就職口になるかということ、そういうものが逆に少ないという状況が生まれましたので、これはやはり多様な側面から職業教育をすべきだということで、学科を改編したところでございます。ただ、学習指導要領の規則の中で、工業に関する学科、農業に関する学科、家政に関する学科、そしてもう一つ、福祉、流通・サービスに関するものという形で規定されておりますので、その範疇の中で、できれば特定の学科だけで集結しないように、多様な側面で職業教育をしたいということで再編したものでございます。

それから、三つ目の定員に対してということになりますけれども、実は特別支援学校のほとんどの定員は、さまざまな状況——例えば現在の特別支援学校の中学部に在籍しておられる方、あるいは中学校の特別支援学級の在籍の数、あるいは通常学級にも障がいを持った方がおりますので、そういった方々を勘案し、さらにその中から高等学校に行かれる方もございます。そういったようなことを勘案して、毎年その都度、卒業生数を見込んで学級数を定めているというのが現実でございます。

ただ、職業科だけを持っております盛岡峰南高等支援学校でございますけれども、そこにつきましてはニーズが高くて、ことしは定員に対してその倍の受験者があったということでもありますので、このニーズにどのように対応していくかということに関しては、今後の大きな課題として、次の特別支援学校の教育環境の整備を検討する中の課題の一つとして挙げているところでございます。

○斉藤信委員 質問したことの半分ぐらいしか答えられてないですね。盛岡峰南高等支援学校は職業科として、ことしであれば2倍の受験者数があったと。これは入学者も2倍と受けとめていいのか。それと、全県的に特別支援学校の高等部は定員を超える入学者になっているのではないかと。そして、それに対してどう対応しているかと。恐らく基本的には定員を超えて入学させていて、我々も視察しましたがけれども、結局教室が足りないのと、特別教室

を二つに分けたり、仕切ったりしてやっている。その実績、実態をもう少し正確に答えていただきたい。

○鈴木特別支援教育担当課長 盛岡峰南高等支援学校ですが、1クラス8名の募集でございます。したがって、4学科ございますので、32名の定員でございます。その定員に対しまして、平成21年度の受験者につきましては、その2倍を超える80名台の希望者があったということでございます。それに対しまして、約2割増しの入学者数を受け入れているところでございます。したがって、42名と記憶しておりますけれども、全学科で42名ほどが今年の入学者でございます。それから、そのほかの特別支援学校の高等部でございますが、高等部を受験する生徒につきましては、いろいろ進路の選択肢が限られておりますので、したがって特別支援学校で受け入れないことになったときに、次の進路はどういう形になるかと、私たち非常に気を使うところがございますし、それは私たちの責任でもあるだろうと考えているところがございます。したがって、入学者が多くても、できるだけ受け入れるという形で来ておまして、その入学者に応じて学級数をふやしていくという経過がございます。そうなりますと、御指摘のように教室数が少ない、足りなくなるといった状況が生まれてきているのが現実でございます。これにつきましては各学校のほうで、どのような工夫で教室を確保できるかを含めて協議しながら、その年の入学者を受け入れている。ただし教員につきましては、きちっとした学級数を定めておりますので、つまり入学者数に応じた学級数として見ますので、教員配置につきましては、学級数に応じた教員の配置をしているという状況でございます。

○斉藤信委員 一つは、盛岡峰南高等支援学校について、32名の定員に対して80人を超える受験者があって、入学者は42名ということですね。これだけ受験者が多い、希望が多いと。しかし、結果的にはかなえられないと。入学者は受験者の半分ですよ。これは極めて異常な事態ではないでしょうか。今、全体が、学科改編の場合は生徒減少に対応してクラスを減らしているけれども、減らすこともあるのだとしたら、特別支援で思い切ってふやしていくと、私はそういう対応をしなければだめではないかと思えますよ。学校改編は減らすだけではなくて、必要だったらふやしていく。そういうことが盛られて当然ではないでしょうか。

それで、盛岡峰南高等支援学校の場合は2倍以上ですよ。それで受験者の半分は落ちています。私は、これは異常だと思いますよ。40名近い方々が受験して入れなかったと。では、この方々はどこに行っているのか。それと、何回聞いても出てこないのだけれども、全体の高等部の受験者数、入学者数、倍率はどうなっていますか。

○鈴木特別支援教育担当課長 それでは、平成22年度の3月でございますけれども、受験者数は全部で260名でございます——県立の特別支援学校の高等部でございます。合格者が220名で、不合格者が40名でございます。その40名が盛岡峰南高等支援学校の40名となります。

それから、特別支援学校の高等部へのニーズ、希望者が多いということに対する対応でございますが、特別支援学校に入るべき生徒というのは法律で決まっております。したがって

して、その希望者が果たして特別支援学校に入るべき生徒なのかということを十分に考えて進めることが必要だと思います。これは、一方では人権にもかかわってくる問題でもございますので、希望があるから入れるということは、これは一つとして、論理としていいのですけれども、特別支援学校に入ることになりますと障がいを持っているという形にもなりますから、そういう対応になりますので、果たしてそれについてとなると今後のインクルーシブというふうな形の中で、特別支援学校にすべての希望者を入れていくことについては、今後は国の動向を見ながら考えていかなければならないと思っておりますし、実際、特別支援学校と県立の高等学校の併願を、岩手の場合は禁じておりませんので、両方受ける状況が出てきております。現に、特別支援学校は1月末までに試験が終わるわけですが、その後、県立高校を受験なさって、そしてそちらが合格したからそちらに入りますという例も、少ないのですけれども、毎年何例かあるところがございます。私は、そういうやり方で進路が決まっていくということは、これはいいのではないかと考えているところがございます。あとは、そのほか私立の高等学校も受け皿になっていることは確かでございます。

ただ、結果的に、特別支援学校に入れなかった生徒、ここでは不合格者が40名ということになりますけれども、その方々は結果的に、ほかの県立特別支援学校の高等部、県立学校、あるいは私立の学校という形で、非常に重大な状況がない限りにおいて進路は確保されていると、私たちの可能な限りの追跡では、そういう状況ととらえているところがございます。○斉藤信委員 鈴木課長にしてみれば、私は今の答弁は問題だと思いますよ。ちょっと危機意識が足りないと思いますね。結局、不合格になって、別の高校に入っているから満たされているなんていう、そういう認識で特別支援教育なんてできませんよ。率直に言うけれど。

改めて聞きますが、220人合格していますが、定員の何倍ですか。定員に対して何人合格になっていますか。結局、盛岡峰南高等支援学校の場合には受け皿がないから入れられないのでしょ。かなり入れているでしょ、定員を超えて。そこをまずやってください。

○鈴木特別支援教育担当課長 定員ということですが、定員は先ほど申し上げましたように、その年の状況をとらえて学級数を設置しておりますので、それに基づいてやっているとございます。それで盛岡峰南高等支援学校の平成22年度の在籍者でございますけれども、先ほど申し上げましたように、32人の定員に42名入っております。それから、前沢明峰支援学校でございますけれども、25人の定員に対しまして39名入っております。それから久慈拓陽支援学校でございますけれども、11名に対して14名入っております。そういうことで、定員を超えて入っている状況の学校は、以上でございます。

○斉藤信委員 これで最後にしますけれども、特別支援教育は我々も現場を見てきましたけれども、普通高校の再編と違って、逆に希望がふえていると。これは全国的な特徴なのですよ。ある意味でいけば、普通の高校と一緒に学びたいという希望と、もう一つ、しっかりと面倒を見てもらえる、そういうところで学ばせたいというのがあるのですよ。普通高校に入ったら、弱肉強食なのですよ、今は。だから、本当に大変なのですよ、障がいを持っていたり、いろいろなリスクを持っている子供というのは。だから、特別支援学校を望むという、



これが今の本当の流れですよ。それに対応できていないというのが私は今の現実だと思うのですよ。

だから、必要などころはもう既に定員を超えて入学させているわけですよ、現実問題として。しかし、それでもそういう希望にこたえられないのが今の実態ではないのかと。今の学校そのものが仕切ったりして対応しているのだけれども、これだけ希望があってもこたえられないとすれば、こういう特別支援学校の学校改編のたびに学級増を、そして必要な施設の整備が提起されて当然ではないのかと。私、特別支援教育の位置づけ、危機感、対応というものが極めて弱いような気がするけれども。教育長、これはいわば定員を超えて応募があって、それにこたえられないと、こういう状況を教育長としてはどう受けとめて、減らすことだけ考えないで、必要などころはふやすと、そういう方向をしっかりと検討し、対応すべきではないかと思いますが、いかがですか。

○法貴教育長 委員おっしゃるように、全国的な状況は、高等部のところで急に爆発的に希望者がふえるということですので、本来は、一般の高校のようにシミュレーションして、何人入ってくるからどうと、非常にシミュレーションしやすい学生数の将来展望をやりやすいところと違って、中学校を卒業した段階でいきなり特別支援学校に入りたいという状況が出てきて、今鈴木課長から答弁させたように、対症療法的にできる限り入れましようというふうな形でやっていますが、恐らく将来的にはもう少し、最初からどういう支援計画をつくって、どのようにしていけばいいかと、本当の実数を小さいころから追いかけていけるような状況、システムをつくっていければいいのではないかと。

当面のところは、できる限り入れてあげたいということで、高等部を再編したり、例えば一関清明支援学校を少し増強しましょうかみたいな形でやっているのですけれども、その対症療法的な面を少しずつ強化していくと同時に、将来的に特別支援の教育は、もう少し小さいころから支援計画をきっちりつくって人数を把握してというところまで進んでいかないと、本当の特別支援教育というのはできてこないのではないかなと。

一方で、インクルーシブ教育ということで普通学校に全員入れなさいみたいな検討委員会の答申みたいなものも出ていますので、本当は一人一人にどういう教育が一番いいのかという観点から、我々はどのような体制を組んでいけばいいのかということも今真剣に、私自身もどうして高等部がこんなに爆発的に志望がふえるかと分析を進めているのですけれども、なかなか難しい。なぜかという原因がなかなかつかめていない。それも、全国的にそうだと。どこの教育長も、どうして高等部にこんなに入ってくるだろうということで——どこの県でも狭い、それでも有効的に、対症療法的にやっているのが現状ですので、我々はそれを見越しながら、対症療法は必ず充実していきますけれども、それと同時に、長期的にそういうシステムを少しずつ確立していかなければいけないのかなと考えています。

○高橋博之委員長 ほかにありませんか。ほかになければ、これをもって平成23年度県立高等学校の学科改編等について調査を終了いたします。

この際、何かありませんか。

○斉藤信委員 高校再編について、この機会にお聞きしたいと思います。

私も盛岡ブロックの地域検討会議を傍聴させていただきました。専門委員ですか、32名と大所帯で、全体の参加者70名と報道されていました。発言が3分程度で一回りして、二回りの途中ぐらいで終わるといふ、首長とか教育長とか大物を集めてちょっと残念なのです。だから、盛岡の場合は思い切ってもっと時間とるとか、議論の仕方をやらないとフラストレーションがたまる検討会になるのではないかと。今までもそうでしたが、盛岡ブロックの場合は所帯が大きいだけに、論議の進め方はぜひ検討していただきたい。

それで、私は盛岡の特徴として、いわば過疎地の首長、教育長だけではなく、盛岡地域の教育長やPTAの関係者も地域と結びついた、地域の実情を反映した高校も大事だと、その点が大変特徴的だったと受けとめております。この間、恐らく半分以上のブロックで議論されてきたと思いますが、議論の特徴といいますか、地域的な特徴も含めてどういう検討状況になっているのかを示していただきたい。

○上田高校改革課長 地域検討会議の状況でございます。地域検討会議、全県に9ブロックございますので、各ブロックで開催を予定してございますが、現在では6つのブロックで開催をさせていただいたところでございます。さまざまな御意見をちょうだいいたしましたけれども、まず御提示を申し上げました資料の中で、子供たちが急激に減っていると。地域的な差はございますものの、どこの地域でもやはり子供は減ってまいりますし、なかなか例は挙げづらいのですけれども、急激に減っていくといった地域もございます。まず一つは、そういった実態を、イメージではとらえていたけれども、数字でこのように示されると本当に実感するという、そういった率直な御感想は各ブロックでちょうだいしております。

それから、中での御意見でございますが、委員から御指摘がございましたとおり、ブロックの中では、過疎地という言葉が適当かどうかわかりませんが、いわゆる都市的な地域ではないところに立地している高校がございまして。おおむね規模がそれほど大きくはない高校でございまして、地域とのいろいろな今までの結びつきなり、連携なり、そういった積み重ねがあって、高校が地域に対して非常に貢献している。逆に、地域でもその高校を大事に思っていていただいて支援をしていただいているということで、ぜひこの高校についてはこのまま維持して、地域の中で期待される役割を担ってほしいと、こういった意見がございました。

一方では、特定の地域まではちょっと申し上げにくいのですが、地元の高校が大事という反面、実は資料での話をした中で、旧市町村単位で、どこの高校にその地域から入っているのかという資料をお出ししているのですが、地域の高校が大事という反面、地元からその高校に入らずに、市街地の例えば進学なりを目指す、あるいは就職について専門的な教育を深く学べると、こういった高校に進学している実態があるのではないかとといったような御指摘もあったところでございます。何分まだ6カ所でございますので、あと3カ所残っております。ぜひいただいた意見を十分に私どものほうで分析まではいきませんが、整理をさせていただいて、まだ2回ほど、全体で3回地域検討会議を予定しておりますので、次回、第2回目の際の議論の際に、例えば資料で提示するなりということで議論を深めていた

だきたいと思っております。

○斉藤信委員 盛岡は検討委員や専門委員が多い割には、私は中身的には活発な議論だったと思っております。それで、さっきも言いましたけれども、過疎地域での高校教育のあり方を検討すべきではないかとか、小規模校でも大きな教育の成果上げているという発言もありました。

あとで私は、別なところで葛巻町長にもお聞きしましたけれども、中高一貫教育の成果。もう一つは進学の問題でも、国公立大学に14名ですか、入っているという話もありました。あと地元でもかなり頑張っていて、地元への就職の場を確保しているとかね。検討会議の場では、酪農が盛んだから酪農学科なんかあってもいいのではないかとかというのが、あれは葛巻以外の方からもそういう発言も出ましたけれども。県教委の提示した資料はほとんど数字的な資料、それも生徒減の資料なのです。それはそれで我々が一番重視しなくてはならない基本資料なのだけれども、地域の中で高校が果たしている役割、小規模校の成果、そういうものを正當に評価していくというのが、今後、議論を深めていく上で大変大事なことはないか。

もう一つは伊保内高校がインターハイで、弓道が第3位でしょう。高校野球でも大変旋風を巻き起こしました。私は、そういう点でいけば、子供たち自身が地元の高校に残って頑張りたいと。それが全国的なレベルで、ああいう力を発揮するというのもすごいことだと思うのですよ。私はそういう意味でいけば、小規模校だからこそ発揮できる地域貢献とか、進学の部分でも、スポーツの分野でも、本当に大規模校に負けない、それを上回るような成果を上げている実績があるわけだから、そこに一つしっかり光を当てて、そういう成果というものを明らかにしながら議論を進めていく必要もあるのではないか。これも検討委員会で出た意見ですよ。

そういう地域、例えば地域に一つしかない高校は残してほしいという意見が出ました。だから地域と結びついた、そしてそれぞれの地域は、全面的にその地域の高校を支援しているのですよ。自分たちの町立の高校という、そういう思いで高校を支えているのも事実ですから、そういう点を2回目、3回目に向けて、県教委としてもしっかり把握して、資料としても出して議論を深めるべきではないかと思いますが、いかがですか。

○上田高校改革課長 委員の御指摘がございました盛岡ブロックでの地域検討会議でも、さまざまな御意見がありました中で、小さな高校でも、さまざまな取り組みをして成果を上げているのではないか。そういったところを評価して、その上で議論を進めてはという御意見はちょうだいしたところでございます。

これから、まだ3カ所残っておりますけれども、そういった意見、今まで6ブロックで開催した中でも、おおむね同じような御意見もちょうだいしたところでございます。申し上げましたとおり、今回第1回目の地域検討会議でございますが、これから第2回、第3回、さらには一般の県民の方、地域の方々を対象にした懇談会も開催予定でございます。そういったところでの御議論も参考にしたいと考えておりますので、そういった関係の、例えば地域

の高校がどのような貢献をしているか。あるいは地域のほうでどのように支えていただいているかといったような関係の資料等、どういう形で出せるかどうか、ちょっと工夫して検討させていただきたいと思います。

○斉藤信委員 高校再編にかかわってあと2点ね。一つは、共通して出ているのは、40人学級ということではなくて、30人、35人という少人数学級を検討すべきではないかと。これは共通して各ブロックで出ている意見だと思います。それには、国の動きもあると思うのですよ。中教審が、これは義務教育の分野ですけれども、少人数学級を正式に提言をしました。低学年は30人学級を念頭に、重点的に教員も配置すべきだという提言で、新聞報道では35人学級を軸に検討されていると、こういう話で、小中学校にこういう小規模校が導入されれば、確実に高校にも反映していくわけですから、私は、そこらもきちっと視野に入れて議論をしていくべきではないか。これは教員配置にかかわりますからね、学級数というのは。そういう視野をしっかりと入れていく必要があると。

あともう一つ、私が検討会議で大変注目した佐々木教育次長の発言がありました。質問に答えて、これは上田高校改革課長か、3学級以下を統合のたたき台にのせることはない、こういう発言しましたね。望ましい学級は4ないし6学級としているが、3学級以下を統合のたたき台にのせることはない。今でも3学級以下の高校は44%もある、こういうことで、実質3学級だからといって再編をしていないし、これからも、だからといって、たたき台にのせることはないと明言をしました。この趣旨はどういうことなのか。

あとは通学事情などを含めて一律に再編は行わないと、このことも述べましたね。そうすると、通学事情で特別な経済的な負担を覚悟しなければ進学できない地域が幾つかあるわけです。私は、これも大変大事な明言だと思っていますが、こういう点が今後、議論する上で県の教育委員会が特別に考慮の条件にしているのかどうか、私は大事なポイントだと思って聞きましたので、その点を改めて確認しておきたい。

○上田高校改革課長 まず、40人以下学級についてのお尋ねでございました。委員御指摘のとおり、各ブロックで、その御質問なり御意見がございました。3月に今後の高等学校教育の基本的方向を出させていただいたのですが、その中でも、これはその前段で検討いただいた外部の検討委員会報告の表現を変えまして、学級定員につきましては国の動向を見ながら現行法のとおりという表現に改めたところでございます。これは、その時点では国の動きから、義務教育での定員でございましたけれども、高校教育でも少人数学級の動きがあるのではないかと期待をしたところでございます。現在まだ、中教審での、それも分科会での検討内容の一応の取りまとめができた段階かと存じております。その中では、義務教育のほうではある程度の方針が出たものの、高校教育では——例えば40人以下の学級とするというのは法律改正が必要なのですけれども——残念ですが、そこまで踏み込んだ報告の内容とはなっておらないものでございます。ただ現在、中央教育審議会の検討の段階でございまずので、国のほうでどう判断するのかというのはこれからの部分がございまず。ぜひ注視して見守ってまいりたいと考えております。

もちろん、仮にでございますが、国の動きがあった場合には、それに応じて私どもの検討もやはり深めていく、あるいは改めて考え直さなければならないといったところも出てこようかと思しますので、そのときは適切に対応させていただきたいというふうに存じます。

それから、二つ目の御質問にございました3学級以下の高校、確かに全体の44%と非常に多うございます。平均の学級数は、全国的にも非常に小さな学校が多い状況がございます。3学級以下の高校を、私は一律に検討のたたき台にのせることはないと申し上げました。これはいろいろな事情がございますし、その中には、例えば交通事情なり、あるいは地域振興上必要だとか、非常に難しい問題ですが、例えば地域の中でのそういった高校の果たす役割は当然考えなければなりませんので、そういったことも考えた上で、例えば一律に3学級以下は4学級以上の高校に統合していく、そういったことをしないという趣旨で申し上げました。

先ほど、若干は触れましたけれども、交通事情を勘案するという、そういった趣旨でのお答えもさせていただいたところがございます。残念ですが、県内を見ましても、例えば公共交通機関を考えた場合に、そこに高校がなくなりますと、隣なり、近くの高校に通うこととなりますと、非常に困難な場合等も出てまいります。そういった際には、当然そういった通学事情等も、地域の実情の中の一つとしてとらえて検討させていただきたいと思えます。ただ、現在まだ私どもの案というものはございませんし、それから地域の方々から御意見をちょうだいしている段階でございますので、個別にどうこうという話は、残念ですが、できませんけれども、一般的にはそのようなお答えになろうかと思えます。

○斉藤信委員 高校再編問題の最後ですけれども、交通事情の問題で、実は今まで通学支援というのをやっていたわけですね、統廃合の関係で。ところが、久慈高山形校は、2年か3年で終わりという話を聞きましたが、その後どうなっているのか。岩泉高田野畑校の場合はどういう通学支援になっているのか、そのことを示してください。

○上田高校改革課長 通学支援——通学にかかる経費に対しての県費補助、具体的にはそういうこととなります。まず久慈高山形校につきましては、補助を始めましてことしで3年目となります。これは久慈市が運営いたします通学にかかるバスがあります。旧山形村から久慈駅等々に行くものでございます。一応の目安といたしまして3年程度ということで、最初補助をさせていただく際にはお話をさせていただいたところでございますが、別途、久慈市のほうから、その補助の継続についての要望を現在いただいております。いただいた段階ではございますけれども、いただいた以上は継続についての検討はさせていただきたいと存じます。また現在、来年度策定いたします再編計画に向けての検討はさせていただいて、今地域検討会議をやって、再三申し上げておりますけれども、その計画の中でも、例えば通学支援等については計画の中に盛り込めるものは盛り込んでいくべきだと考えておりますので、それと並行させながら久慈高山形校、具体的には久慈市に対しての補助でございますが、検討させていただくことにしております。

それから岩泉高田野畑校でございますが、田野畑村に関しましては、これは運営主体は父

母、父兄、保護者の方々が協議会をつくって、岩泉の本校に通うためのバスを走らせて、今年度からでございますが、そこに対して2分の1の補助をさせていただいております。

○斉藤信委員 通学の経費の支援というので私が重要だと思うのは、3年が目安だと、これだったら通学支援にならないのですよ。統廃合のための激変緩和策ですよ、これは。本当に通学支援というのであったら、基本的には地元が要らないと言うまで恒常的な支援を前提にしないと、通学支援と言っても中身は3年程度だったというのでは、通学支援の名に値しないのではないかと思いますね。

だから今回も、例えば提言の中にあるわけですよ、基本的方向の中にも通学支援というのが。それは今までの延長線上で、3年程度統廃合したらやりますよと、こういう発想で書かれているのか、恒常的な措置で書き込んでいるのか、そのことを示していただきたいし、田野畑の場合は父母の協議会が運営主体だということで、これは2分の1は県が補助して、2分の1は村が支援するという形になっているのでしょうか。なぜここは父母の協議会ということになっているのか。父母というとなんか毎年かわるのですよね。だから、私はなかなか大変な形態ではないのかなと思うのですが、ここも3年程度を目安でやられているのか、示していただきたい。

○上田高校改革課長 3年で終わりかという御質問であります。これに対してどうするかというのは、今の時点ではお答えする状況にはございませんけれども、ただ、3年でそのままいくかということではございませんので、といたしますか、現在、地域でのそれぞれの検討会議なりを通じての議論をさせていただいているところでございます。その中でさまざまな御意見あると思いますので、そういったところを勘案して、これからのあり方について考えてまいりたいということです。その際に、少なくとも3年打ち切りありきということではなくて、広く御意見をちょうだいした上で検討を進めてまいりたいと存じます。

それから、岩泉高田野畑校のお話しなのですが、ちょっと他団体の絡みもございますので、非常に抽象的な表現になる部分は御了承いただきたいと思います。久慈の場合には、先行した久慈高山形校に関しまして、久慈市への補助に関しましては、運行は久慈市がやるということでございますので、当然補助裏といいますか、県補助が入らない分については市が負担をしていく。ですから、地元の方々からすれば負担なしということになっているかと思えます。ただ田野畑村につきましては、もちろんいろいろと地元とのお話をさせていただきました。その中で、苦渋の決断というな言葉をお使いでしたけれども、募集停止に関して一定の御理解をちょうだいしてやったところですが、その中でも最大の課題の一つが通学費という問題でございました。その際に協議会等を開催いたしまして、関係者の方々にお集まりいただいて、今後のあり方をどうするかということをお話しさせていただきましたが、その中、あるいはそれとは別途、村役場のほうとPTA、あるいは教育委員会の方々とお話をされたと聞いております。その中で、結果として、父兄の協議会による通学バスの運行と決まると聞いております。

私どもは、運営主体にかかわらずに2分の1を補助させていただいておりますので、その補

助裏、実質地元負担については、今聞いている範囲では地元の父兄の方々が出し出しで負担されているというふうに把握しております。

○斉藤信委員 通学経費の支援については、どうも高校再編で提起している中身があいまいだと。基本的には私は恒常的な支援ということを前提にやらないと、それを検討会議で検討していきますという、一つは定義があいまいですよ、それでは。現実問題として、今まで3年目安でやっていますからね。その延長線だったら、本当にこれは一時しのぎで本当の通学支援にならない。私はこのことを指摘しておきますからね。2回目、3回目に議論するときには、県の考え方をもっとはっきりさせるべきだと。一時しのぎの通学支援なのか、それとも経済的に不利な地域で統廃合を余儀なくされた場合の通学支援というのは、私は教育の機会均等という点からいっても、基本的には県が市町村と協力してやっていくというようにしないと、学校はなくなるわ、通学に経費はかかるわ、本当に弱い者に犠牲が集中するパターンになると思うのですよ。そこはぜひ今後の議論の中で、県の教育委員会の考え方を明確に示していただきたいと思いますが、教育次長、どうですか。

○佐々木教育次長兼学校教育室長 ブロックごとの検討会議でそのようなご意見をちょうだいしております。一巡したところで、今後、2回目、3回目の議論の柱立てを考えるとということで、委員の皆様方には話をさせていただいております。そういう中で、通学支援の問題についても各地区ごとに柱になろうかと思っておりますので、まとめた段階でいろいろと考えてまいりたいと思っております。

○斉藤信委員 あともう一つだけ質問させてください。奥州市におけるシックスクール問題でございます。私も7月に現地調査に行つてまいりました。15日、16日とかけて被害を受けた父母の方、そして学校長、市の教育委員会、こういう方々に実態と対応を聞いてまいりました。7月15日でまとめられた児童の健康被害調査によると、74名に症状があったという、これは極めて深刻な事態だったと思うのです。県の教育委員会として、この胆沢第一小学校におけるシックスクール問題の現状をどう受けとめているのか。そして、その対応についてはどう考えているのか、最初にお聞きしたい。

○宮野学校施設課長 今回の胆沢第一小学校におけるシックスクール問題におきましては、委員御指摘のとおり、学校の調査によれば74名——全体の児童の数の約2割弱になりますけれども、児童が何らかの体調不良を訴えたということで、あとそのほかの新聞報道等にありまして、シックスクール症候群と診断された児童が結果的に3名出ております。それから、3名のうち1名については体調がなかなか回復しないということで、転校を余儀なくされ、また残りの2名につきましては、1学期の最後のほうから自宅学習になるといったような状況でございまして、大変大きな健康被害が発生したものと思っております。

今回の問題につきましては、学校側においても学校環境衛生基準に定める、いわゆる引き渡し時の環境測定、室内空気濃度測定、これを昨年12月以降、順次、実施してきたわけですが、そういった基準以下であったと。6物質が対象になっておりますけれども、それぞれ基準以下であったということで、何らかの際に化学物質濃度の低減化対策

を講じれば何とか工事を継続していけるのではないかとといったような認識で、さまざま対策をとったわけでございますけれども、いずれ、結果として今申し上げたような多大な健康被害を生じたということで、結果としてそういったシックスクール症候群あるいはシックハウス症候群といったものへの理解不足、あるいは認識不足というものがあつたと指摘されてもやむを得ないと考えております。

○斉藤信委員 この健康調査で、本当に私もびっくりしたのですが、回答したのが374人のうち、74人が学校の中で生活していて健康に症状が出たと、これが74人で19.8%だと。それで、経過で私がびっくりしたのは、2月17日の工事の際に、接着剤のにおいが廊下や教室に飛散して、これをきっかけに1人が3月5日、シックスクール症候群と専門医に診断された。2月17日の工事というのが一つのきっかけになったようですが、そして4月21日には、2人目のシックスクール症候群の診断がされて、6月9日に最初に診断された児童が学校に通えなくなって、一時的に転校を余儀なくされると、こういうことですね。

6月24日に、切削油と思われる配管工事によって、児童20名が異臭を訴える事故が起きたと。これ以来、連日のように異臭を訴える子供がずっと毎日のように出ているのですよ、6月下旬から7月にかけて。これは健康調査を徹底した結果なのです。その前はよかったというのではなくて、いわば登校時に健康調査をやっていたけれども、退校時にも聞いたら、やっぱりぐあい悪くなったというのが出てきて、毎日のように異臭を訴える、保健室で静養する子供が出ているのですよ、6月下旬から7月にかけて。

私は、本当に子供の安全を一番に守られなくてはならない学校で、学校に行ったら体調を崩す、学校に行ったら健康に被害を及ぼすという、本当に異常なことではなかったのか。結果的には終業式を1週間早める措置をとりました。私は、結果的に見れば遅きに失したのではないかと思います。この間の市の教育委員会の対応というのは、結果として、私は極めて安全管理に不十分さがあつたのではないかと思います。その経過を含めて、県教委はどのように受けとめていますか。

○宮野学校施設課長 今、委員からお話のありましたとおり、3月3日に保護者から連絡を受けまして、いわゆるシックスクールの発症ということの申し立てでございますけれども、その後、奥州市教委あるいは学校によりまして、各種の対策を講じたという状況でございます。例えば、今御指摘のありました2月17日の工事の際に使用した接着剤、これは階段のいわゆる蹴り上がりの部分——垂直形ですね——そこにビニールシートを接着するための接着剤でございましたけれども、これは環境配慮型の接着剤というものでございましたけれども、結果的に強い刺激臭があつたということで、まずはそういった接着剤については直ちに使用を中止して、代替品を使用しております。それから、土日の作業工程を多くするなど、その見直しを行っております。それから施工箇所については、仮囲いの厳重化を実施したり、それから平日に作業をする場合には大型送風機を設置しまして、揮発成分の教室、廊下への侵入の防止といった対策も講じております。

春休み中には、普通教室の全クラスへ、当時予定はなかったのですが、換気扇を配置し、



24 時間換気を実施するなど対策を講じております。あるいはシックスクール症候群を発症した保護者との協議を踏まえて、EM菌という有用微生物なのですが、そういった水溶液の散布を実施したりもしてございます。いずれその後も順次、さまざまに、例えば避難場所としてのことばの教室というところに、万一の場合を考えて酸素吸入装置、ポンペを配置したり、マスクを配備したり、あるいは市立水沢総合病院からお借りをして大型空気清浄機を設置するなどなど対策を講じてきたところでございました。

ただ、委員から御指摘のとおり、特に6月に入りまして気温が上がってくるとともに体調不良を起こす児童がふえてきたということでございまして、7月2日には同じクラスから8名の児童が体調を崩しまして保健室に行くといったこともございまして、市教委においては、7月3日、工事の中止を決定したといったような状況でございました。

○斉藤信委員　それで、私はこれを一つの教訓にして、県の教育委員会の対応も抜本的に強化すべきだと思うのです。第一に、シックスクール症候群に対する認識ですよ。私も現場に行って、市教委も学校現場もシックスクール問題についての認識が、発生した段階ではほとんどなかった。そのことが対応をおくらせた。結局7月3日まで工事続いているのですよ、子供たちの体調悪いのが次々と出ているのですよ、7月3日までは工事続けて、大規模改造工事というのは、授業をしながら工事をやっているということなのです。こんな危険な工事はないのですね。

そういう意味で、シックスクール症候群、私は子供の状況も聞きましたが、例えば普通の病気と違って1週間とか10日で治る病気ではないのです、一回シックスクール症候群にかかりますと。今でも記憶障害、そういう症状を出しているとか、一回シックスクール症候群にかかりますと田んぼで草焼きをする、ああいう煙が入るだけで、もう逃げられなくなるのですね。ある子供は押入れに自分の頭をもぐり込ませて避難していると言うのですよ。窓を閉めるというようにもならないと言うのですよ。だから、お母さんは子供を一人にできない。だから、働いているお母さんでしたけれども、自分は仕事をやめて子供の面倒を見なければだめだと、そういう訴えもありました。子供の人生にかかわる疾病なのです、シックスクール症候群。そして、それを放置すると化学物質過敏症ということで、ほんの少しの環境の変化、有機物等のそういうものに反応してしまうという。そういう意味でいけば3名も出たということは異常だし、74名が体調に異常があったと言っているのは、ある意味でいけば予備軍をふやしたと言ってもいいと思うのですね。

県の教育委員会として、このシックスクール問題というのをどのように受けとめて、今度の胆沢第一小学校の事件、事故を教訓にして、どう対応を強化しようとしているか、このことをお聞きしたい。

○宮野学校施設課長　今回の奥州市におけるシックスクール問題におきましては、幾つかの課題があったかと考えてございまして、これらの課題を今後市町村の参考となるような形で営繕工事における室内空気汚染対策のより実践的な対応例でありますとか、特に留意、配慮すべき事項などを取りまとめまして、来月に予定しておりますけれども、施設整備担当職

員を対象とした研修会でそうした資料を配付、説明して、シックスクール問題への知識、理解を深めるとともに、適切な対応が図られるよう助言してまいりたいと考えております。

具体的には、今回の奥州市の事例を踏まえたと、一番の課題と考えておりますのは、シックスクール症候群発症者が出たにもかかわらず、工事の一時中断、それから原因となった化学物質の原因の究明と申しますか、その点が不徹底であったということが最大の課題かなと思っております。したがって、先ほど申し上げたとおり、たとえ学校環境衛生基準の6物質、これらが指針値以下であったとしても、そういった化学物質に起因して発症する疑いのある児童とか、あるいは発症した場合においては、工事の一時中断と、あるいはTVOCという、個別の化学物質の測定とは別に化学物質の総量を調査するという、そういうものもございますので、そういう調査の実施などについて助言をしてまいりたいと考えておりますし、それから今回の問題を受けまして、施工中、施工後の児童生徒の健康観察と健康調査など、健康状況の把握の徹底ということ、それから保護者への情報の提供と協力連携体制の構築ということ、この点も非常に重要だと思っております。それから、万一化学物質による健康被害が疑われる児童生徒が出た場合の早期専門医療機関の受診の勧奨ということも徹底していきたいと思っておりますし、それから今回、あさってになりますか、8月5日に奥州市教委のほうでは有識者による対策会議というものを開く予定になってございます。これはシックスクール症候群とか、化学物質過敏症といった、こういった問題については、まだまだ未解明の部分が多いものですから専門機関から助言を得る必要があるということで、あさってに県の環境保健研究センター、それから県南広域振興局の保健所と申しますか、保健福祉環境部の担当課長、それからTVOC測定を実施した業者、さらには学校医、あと我々県教委ということで、対策会議を開きますけれども、今後そういったいわゆる専門的な立場の方々の助言いただくための、そういった対策会議の早期立ち上げということも今後助言していかなければならないと思っております。

なお、先ほど申し上げた来月の研修会におきましては、奥州市教委の担当者にも出席いただいて、今回の状況、どういう経緯、経過であったのか、奥州市としてどういう対応をしたのか、その辺を御説明いただいて、県内の市町村担当者で情報を共有したいと思っております。

○高橋博之委員長 12時から商工観光政策研究会があるのですけれども、まだ続けますか。

○斉藤信委員 あと若干。休憩しますか。

○佐々木一榮委員 会長、15分遅らせてさ。

○佐々木大和委員 開会を遅らせてか。

○佐々木一榮委員 やってしまわなければだめなのだ。

○斉藤信委員 小西委員が質問やるって。

(「では、休憩だ」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 では、休憩ですね。この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○高橋博之委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○斉藤信委員 先ほど県教委の対応で、8月5日の市教委の対策会議や、来月、県教委としても研修会で県の方向も示すと、そういうことでした。それで、胆沢第一小学校の問題については、夏休みにベイクアウト、いわばストーブをたいて有機物質を最大限出して休み明けに使えるようにするという話を聞いてきましたけれども、さっき紹介したように74名に症状が出るという、ある意味でいけば発症予備軍だと思うのですよ。普通の子供よりも、体力、免疫力が低下しているという中で、慎重には慎重を期して再開については考えてほしいと思います。TVOCの検査も私見ましたけれども、基準値以下だといってもかなり高いのですよ。外気と比べれば本当に二十数倍というような高さですから、外気と比べたらさまざまな揮発性有機物質があるというのがこの間の調査の結果でした。一つは、そういう子供の安全を第一に、絶対に次の犠牲者を出さないということで、きっちり県としても対応していただきたい。その際、一つ検討課題として、例えば校舎を何カ月も使えない場合、県立胆沢高校の校舎は使えないかと、こういう話も父母から出ていました。城北小学校で、やっぱりシックハウスのような状況が起きたときに、あれ再開するのに4カ月かかっているのですよ。ホルムアルデヒドというのは、時間をかけてじっくり出てくるというものですから、そういう意味でいくと、夏休み中、集中して排気するというだけではいけない問題が出てくると思うし、基準値以下だからということでやったら、ほかの物質、さまざまな問題ありますからね。今までだって、基準値以下なのですよ、検査の場合は。だから、6項目以外の物質の可能性もあるし、たくさん揮発性有機物質が出ているのは事実ですから念には念を入れて、その際、胆沢高校の校舎は活用できないかどうかということもちょっと聞いておきたい。

○宮野学校施設課長 従前、保護者のほうからそういった御意見があったということで、内々に奥州市教委から胆沢高校の廃校舎の活用の可能性について打診いただいた経緯がございます。ただ、胆沢高校については、実は耐震診断の結果、耐震性がございません、校舎が。いわゆる0.7未満の校舎であるということもございまして、私どもとしてはそういう耐震性能のない校舎をお貸しして、万一何かあった場合に県としてもその責任を問われるということもございますので、胆沢高校の活用についてはそういうことから残念ながらお断りをしたという経緯がございます。

○斉藤信委員 わかりました。それと、今後対策を考える上で、ぜひ県の教育委員会としてシックスクールマニュアルを策定していただきたい。これは、東京都の教育委員会も作成しているものです。これは、もう既に改訂版です。平成15年に一度出して、平成17年2月に改訂版が出ています。あと、埼玉県の教育委員会、これは平成15年版で、ホームページに紹介されているものです。政令市の仙台市は、シックハウス含めて、そういうマニュアル、手引をつくっております。

シックスクール症候群というのは、昨年やっと病名として登録されたのです。医療の病名として登録されたのは昨年なのですよね。だから、シックスクール症候群って今まであった

のだけでも、医療的にこれが病名でついたというのは全く最近の話で、しかし今私が心配しているのは、耐震改築、改修が今の時期にかなり集中して取り組まれているのですよ。一番危険なのは、大規模改造工事なのです。改築の場合は、きちんと別の場所で改築しますからいいのですけれども、大規模改造工事というのは授業をしながらやるのです。こんな危険な工事ないですね。今そういう、ある意味でいけば、耐震改築、改修の工事が市町村レベルでも集中しているときに、この認識を一致させてきちっとした対応を進めるためには、この間の教訓を生かした当面の対策というのももちろん大事です。しかし、もう一つ、東京都や埼玉県、仙台市などでは作成されているこういうシックスクールマニュアルを、ぜひこの機会に岩手県の県教委としても作成して徹底すべきではないかと思いますが、各県のそうしたシックスクールマニュアルをどのように把握して、県として対応しようとしているのかお聞きします。

○宮野学校施設課長 今委員から御指摘ありましたとおり、全国の悉皆調査はしてございませんけれども、都道府県では東京都、埼玉県、あるいは岐阜県といったような都県でマニュアルを策定してございます。ただ、東京都も埼玉県も、いわゆる都立学校におけるマニュアル、あるいは県立学校におけるシックスクール問題の対応マニュアルということで、基本的には自分たちの学校についてのそういうマニュアルということになっております。それから、仙台市とか、札幌市とか、旭川市とか、そういったところでもマニュアルを策定しているというように認識しております。

中身については、それぞれ何十ページと非常に多いものから、十数ページのものまでさまざまありますが、例えば基本的に引き渡し時の検査とか、そういう化学物質、何種類を対象にするかということについては、すべて6種類、やはり文部科学省の学校環境衛生基準、これをベースにしている。ただ、何か児童が化学物質に起因して発症するような、そういう事態が見込まれる場合は、TVOCの実施など、そういうことも検討していくといったような、あるいは指針値を超えた場合も同様でございますけれども、そういう対応について触れられております。

あと、全部を見たわけではございませんけれども、我々としても参考になったのは、実際にいろんな報告書の事例とか、あるいは保護者への調査をかける場合の調査書の文面、様式とか、あるいは実践に対応したようなそういう資料がついているということは非常に実践的なそういったものとして参考になるというようには思っております。

ただ、県として、現時点でこういったマニュアルをつくるかどうかということについてでございますけれども、現時点ではそういう全般的な県、市町村を通じてのマニュアルの策定というものは予定してございません。シックスクール問題について、さらに一層認識を深めなければならないというのはそのとおりでございますけれども、基本的な知識に係る部分といったようなものにつきましては、これまでさまざまな通知、あるいは文部科学省のパンフレットやマニュアルの配布を通じて周知を図ってきております。

例えば平成18年6月に文部科学省が作成したパンフレット、健康的な学習環境を確保す

るために一有害な化学物質の濃度低減に向けて一におきましては、シックハウス症候群とは何かに始まりまして、室内を汚染する主な化学物質、あるいはその発生源、それから化学物質の濃度指針値、あと建物の整備時における留意点としては、設計時の留意点、あるいは換気設備設計時の留意点、工事発注時、あるいは施工管理時、引き渡し時、学校用家具導入時の留意点、さらに日常における留意点ということで、一通りそういった留意事項等々はございます。さらに個別具体的な対策、あるいは対応の基準ということにつきましては、さまざまな状況、工事の内容でありますとか、施工期間の長短でありますとか、あるいは今回の事例でもそうですけれども、校舎の配置による換気のよしあしなどの立地環境でありますとか、あるいはシックスクール症候群、化学物質過敏症などの発症児童生徒の有無とか、さまざまに応じて検討され決定されるものでありまして、個別の対策については各団体の判断と責任において検討、実行されるものと考えております。

なお、県としては、今後ともそういった市町村に役立つような必要な情報の提供、あるいは先ほど申し上げましたけれども、県の環境保健研究センターとの連携による支援でありますとか、そういった必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○高橋博之委員長 齊藤信委員に申し上げます。委員の質疑が1時間に及んでおりますので、この際、まとめて、かつ簡潔にお願いいたします。当局におかれましても簡潔に御答弁願います。

○齊藤信委員 委員長、わかりました。

極めて消極的な答弁でした。私は、こういう事件、事故があった岩手県だからこそ、全国の先進的な取り組みにこれを生かしていくと、こういうことこそ必要だと思うのですよ。東京都、埼玉県なんか、平成15年ですよ、つくっているのは。そして、東京都はもう改訂版までやっているのですよね。これ、私が見たってきちんと整理をされて、それぞれの対応の仕方が書かれているし、例えば施工上の留意点、施工材料の確認とか、施工方法の確認とかきっちり挙げています。

実は、今回の調査で本当に驚いたのは、初歩的なミスなのです。接着剤のにおいが漏れたというの、切削油のにおいが漏れたというの、きちんと囲い込みをしていないからなのです。事故そのものは極めて単純、何でこんなことが廊下に漏れるのか、階段に漏れるのかと思うぐらいの事故が起きているのです。これは完全に施工管理の手抜きだと、率直に言うと。例えば建設業界なんかの場合には、元請が受注しても、孫請、下請まで、業者全体までこの問題を徹底しなくてはならない。そういう意味でいけば手間暇かかる仕事ですよ、これは。私は、本当にもうこれ以上、絶対どの学校でも被害者を出さないということで真剣な対策を、当面の対策だけではなくてやってほしいし、さっき私言ったように、今耐震改築、改修がかなりの規模でやられているのです。耐震化率などはまだまだでしょう、71%で。昭和56年以前で見れば、まだ半分ぐらいでしょう、岩手県の耐震化の状況が。これからまだまだ耐震改築、改修はやらなくてはならない。特に大規模改造工事というのは、見直すべきだと思いますよ。授業中の工事なんていうのは、普通やっぱりあってはならないことですよ。

それも夏休みとか春休みとか、そういうところに集中してやるというような、こういうことも今回の教訓を踏まえて、かなり子供がいるところとは区別してやらなくてはならない問題だと痛感してきたのです。

東京都のマニュアルもベストだとは思いませんよ。ましてや文部科学省は極めてずさんで、6物質だけなんていうのでは通用しないのです。旭川市の発症例を見ますと、それ以外の揮発性有機物でした。これは、林産試験場ですか、徹底して調査をして突きとめたわけです。それは文部科学省指定以外の揮発性有機物質だったと。だから、本来6物質以外に広げて調査しないとわからないのですよ。今回のやつもわからないのですよ、原因が。私は、原因究明まで徹底した検査をすべきだと思うけれども、そういう意味でいけば、今取り組まれているところも私はベストだとは思わないが、これまでの事例から考えれば、岩手県がそういう教訓を踏まえて、東京都に負けないような対策を考えていく必要があるのではないか。これは教育長にお聞きしたい。

○法貴教育長 委員おっしゃいましたように、症例として確定診断ができたのは去年ですので、さまざまな検討課題がまだまだあるのだと思います。いずれ勉強していることは勉強していますので、改善できるところは前向きに検討していきたいと思います。

○斉藤信委員 これで終わりますが、教育長の答弁は何か雲をつかむような具体性に欠けた答弁でちょっと残念でしたが、ぜひ前向きに、今回のこういう事件、事故を本当に生かして、岩手県がここを通じて全国で最も進んだ対策をとっているよと、そのようにすべきなのだと思うのです。そうしてこそ教訓が生かされると思うので、ぜひそういう方向で。

それで、最後なのですけれども、耐震化の問題を最後にお聞きしますが、これ全国的な耐震化状況が、全国で73.3、本県も73.1というように出ました。これは推計値だということですが、岩手県の耐震診断の状況、とりわけ昭和56年以前の建物についての耐震化の状況はどうなっているか。小中学校の場合には特に災害の場合の避難施設なのです。そういう大事な公共施設が、実際には地震のときには危ないというのでは本当に話にならない。ある意味でいけば、耐震化の低いところの対策というのが第一義的な、最も優先して取り組まれるべき課題ではないかと思いますが、今の耐震化の状況と耐震改築、改修の取り組みを示してください。

○宮野学校施設課長 先日、文部科学省から公表されました平成22年4月1日現在の耐震化の状況でございますけれども、耐震化率につきましては、今委員お話しのあった、小中学校につきましては本県が73.1%、全国平均が73.3%ということで、ほぼ同水準というような状況でございます。対前年度との伸び率でいいますと、全国平均がプラス6.3%となっております。昨年度の経済対策などもありまして、当該調査は2002年に開始されておりますけれども、それ以来、過去最大の伸び率であったと言われております。ちなみに、本県は、全国平均プラス6.3%、それを上回るプラス6.7%の伸びということになっておりますので、基本的には県内市町村においても耐震化に向けて努力をしていただいていると認識をしております。

○斉藤信委員 今年度の状況、耐震改築、改修の。

○宮野学校施設課長 今年度は、学校数で、耐震管理についてはさまざまな事業があつてちょっと重複しますが、35校で市町村が耐震化の工事を進めているところでございます。昨年度の予算措置のうち半分以上は補正予算、いわゆる経済対策ということで措置しておりますので、ほとんどが今年度に繰り越しになっているということで、昨年度から今年度に繰り越しとなって、今年度の当初予算分ということで、今一生懸命耐震化に向けて取り組んでいるという状況でございます。

○斉藤信委員 申しわけない。最後に1点だけ。ちょっと聞き方が悪かったかもしれないけれども、全国調査では74棟が0.3未満で倒壊の危険があると、これは推計値だということ。県教委が把握している、実際耐震診断が行われて危険な棟数というのは、何市町村、何校、何棟とわかりますか。そして、その解消の見通しというか、どのように今の時点で把握されているか。これで終わります。

○宮野学校施設課長 今ちょっと市町村数は手元に出てございませんが、いわゆるI s値0.3未満のもの、これが極めて倒壊の危険性が高いということで、この間文部科学省から公表になった棟数としては74棟ということでした。ただ、この中には未診断のものとか、あるいは優先度調査段階にとどまっているもの、そういったものも出現率を乗じて、全体として推計値で出していますので、74棟のうち、いわゆる2次診断まで実施をして0.3未満というように確定した棟は47棟になってございます。この47棟の解消につきましては、各市町村に照会した回答の結果では、平成25年度までに解消する見通しであるというようにお聞きをしています。

○小西和子委員 最初に、主幹教諭についてお聞きします。先日、教育長の定例記者会見の席上で、学校の不祥事問題とあわせて主幹教諭について発表しておりましたけれども、私も何社かこのように見たのですけれども、報道等から見たときに、不祥事対策として主幹教諭が配置されるような内容となっておりますが、主幹教諭が配置されている趣旨について、再度確認したいと思いますので説明をお願いいたします。

○及川参事兼教職員課総括課長 主幹教諭の配置の趣旨は、先日教育長記者会見のとき、多分不祥事との関連でその説明をしたためにそういったとらえ方をされたようでもございますが、主幹教諭の配置のもともとの趣旨は、もちろん今学校のほうでいろいろ、学校現場でいろんな複雑、困難な教育課題がございますので、こういったものに対して教職員の間で連携をとって、学校として組織的に対応できるようにということで、校長、副校長、これらの補佐として主幹教諭を配置して、いろいろな課題に対して組織的な対応をしようというのが配置の趣旨でございます。もちろんその中には不祥事対策とか、そういったことも含まれると考えております。

○小西和子委員 安心いたしました。不祥事対策のことについては、パワハラとかセクハラ等についての実態調査というのが欠かせないなど、私は学校現場を知る者としてこのように考えます。実態調査をしているのか、そしてまたどんな対策をとっているのかお伺いいた

します。

○及川参事兼教職員課総括課長 悉皆調査という形での改めての調査はしてございませんが、学校のほうからは常にそういった危険があるもの、あるいはそういったパワハラ、セクハラが疑われるようなもの、そういった段階で校長、副校長、それから管理職への報告、それから小中学校ですと市町村教委、教育事務所への報告、それから県立学校ですと教職員課に直接という形で、いろいろな形で、芽の段階でそういったものの情報を把握するという体制はとっておりますので、その辺の調査というのは、改めての調査ということではなく、そういった体制で情報収集をしているところでございます。

○小西和子委員 では、管理職のパワハラ、セクハラについてはどのように把握しているのでしょうか。実際、私は、管理職のパワハラによって、うつに罹患した職員がいることについても過去には情報を得ております。校長、副校長についてはどのように把握しているのでしょうか。

○及川参事兼教職員課総括課長 校長、副校長につきましても、やはりいろんなところからの情報がございまして、例えばそういった方々の行為がパワハラだといったような情報も、例えば教育事務所の指導主事を通じてとか、教育事務所を通じてとか、そういった形での情報というのがいろいろ入ってきておりますので、昨年もそういった管理職のパワハラが疑われる案件がございまして、いろいろ市町村教委を通じてその辺の事情を確認したり、事実を確認したり、そういった体制はある程度整っているものと考えております。

○小西和子委員 事実を確認するだけではなくて、指導して対策を講じなければならないと考えますが、いかがですか。

○及川参事兼教職員課総括課長 そういったパワハラも含めてですが、セクハラとかいろんな好ましくない不適切な行為というものが残念ながら出てきているとは考えておりますが、その辺はいろんな会議とか通知等を通じて、各教職員にその辺の気持ちが伝わるような形で、繰り返し伝えておるところでございまして。本日、教育長が冒頭で発言、報告させていただきましたが、例えばいろんな事案がございました。そういうことを対岸の火事として受けとめるということがないように、みずからを律して、不祥事を絶対起こさないようにという職場風土づくり、こういったものを徹底していくのだということで、各職場に努力をお願いしておるところでございまして、各職場においてもそういった対応が徐々に浸透しつつあるものと考えております。

主幹教諭についても、そういったことを各職員に徹底するためのいろんな相談役というか、職場での話し合いの風土づくり、そういったものに主幹教諭も役に立つものだろうと考えております。

○小西和子委員 それでは、今回のことを教訓にこういうことのないようにということで、管理職についてもきちんと指導をしていただきたいと思っております。

次に、先ほど斉藤委員からも話がありましたけれども、胆沢第一小学校の改修工事につきましては1点のみ。8月20日前後にはもう2学期が始まるわけですね。子供たちは、不安



な思いで今夏休みを過ごしているのではないかと思うのですが、見通しとしてはどの校舎を使ってとか、どのような対策を講じて2学期を迎えようとしているのか、その1点のみお聞かせ願いたいと思います。

○宮野学校施設課長 先ほど夏休みの対策については斉藤委員のほうからもお話ございましたけれども、基本的にはベイクアウトということで、いわゆる化学物質を放散させて、その後水拭き、換気、そしてTVOC測定をするということで、1回目が先週までに5日間連続ベイクアウトして、終了しております。TVOCの測定も金曜日にやっております、あさって5日にその速報が出るようでございます。その結果にもよりますけれども、2回目のベイクアウトというのを6日間ですか、実施する予定になってございまして、基本的にはそういったことで、できるだけ化学物質を放散させて、TVOC、いわゆる暫定目標値というのは400マイクログラムパー立方メートルでございますけれども、これの半減、200以下、最初の調査では高いほうが400に対して355あったということでございましたので、できるだけ半減までを目指すということで、今取り組んでおります。

それから、不安に思っているというお話もございましたが、同じくあさって8月5日ですが、奥州市教委のほうでは、体調不良児といえますか、不安な方について、国立病院機構盛岡病院のほうに午後1時半から5時まで優先的に時間を確保しまして、希望される児童、保護者については、その時間帯に健診を受けるという、そういう機会も確保しているというように聞いてございます。

その上で、TVOC測定の結果によるわけでございますけれども、その結果があまり芳しくないという場合については、場合によっては児童を近くの公共施設等々に分散をして、しばらく化学物質が低減するまでの間、そういった施設を活用して授業をするということも並行して検討しているというように聞いております。

○小西和子委員 城北小学校の事例等も近くで見えておりましたけれども、なかなか抜けないので、そのあたりよろしく願いいたします。

それでは、県立高校の生徒徴収金の実態についてお伺いいたします。以前にもお伺いしたことがあったのですが、県立高校において授業料以外の徴収金もかなりの金額になるということを聞いておりますけれども、実態把握をしていらっしゃるのか。そして、もし私学との比較がおわかりであれば、そのあたりをお聞きします。

○高橋教育次長兼教育企画室長 学校徴収金の関係でございますけれども、学校徴収金については、私会計として徴収しておりますのが、一つには学校徴収金。これは学年会費とか、それから生徒会費、教材費等、これを学校徴収金として徴収しておりますし、それからあとは団体徴収金ということで、PTA会費、同窓会費等を徴収しているという実態があります。この実態につきましては、昨年度でございますが、全校の実態調査をしております、県立学校は64校でございますけれども、64校すべてで学校徴収金を徴収しているというように把握しているところでございます。

○小西和子委員 金額は。

○高橋教育次長兼教育企画室長 それぞれ学校によって違いますけれども、1学年当たりで申しますと、一番高いところが1年間で35万1,000円余、それから一番低いところが13万円余というように把握しているところでございます。

○小西和子委員 そのようにすごく高額であるということを私も調査でわかったわけですが、昨年度までは授業料の減免を受けている家庭が、授業料無償化に伴い、諸会費の減免措置もなくなってしまったと私は認識しております。もし間違っていたならば御指摘いただきたいと思っておりますけれども——今年度の諸会費の減免を受けられずに、無償化により諸会費の負担が、それこそ経済的に困窮している家庭でありますけれども、ふえてきたと聞いておりますが、いかがでしょうか。

まとめて聞きますけれども、県として保護者負担の軽減から何らかの対策ができないのか。また、支援制度が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○高橋教育次長兼教育企画室長 学校経営に要する経費といたしまして、学校の維持管理にかかわる基本的な負担につきましては、これは当然県費として支出されております。その中には、当然教職員の人件費等も含まれますけれども、それらについては県費として予算措置をしているというような状況でございます。ただ一方、修学旅行でございますとか、補習に要する教材費等につきましては、これはやはりその受益というのが個人に限定されるというようなことで、これらについては私費として個々の家庭で負担していただくということ、こういうあり方ということが全国的に行われているというようなことで、本県においても同様でございます。これについては県で負担するものと私費と、用途を明確に分けることによって適正な執行をするということが適切だというようなことを基本に考えています。そういう観点に立ちまして、県といたしましては全県立学校に対しまして、私費負担の適正化につきまして、その基準を示しているところでございまして、その基準を踏まえつつ適正な執行がなされているというように認識しているところでございます。

それで、先ほどの話の中に減免の話もございました。現在全体で10校がその減免を実施しておりまして、1校が平成22年度から新たに減免を開始したという学校がございますし、それから4校が減免措置を継続して実施している。それから、6校が平成21年度末で原則的には減免を廃止したのでございますけれども、激変緩和措置ということで、そのうち5校が一部継続しているというような状況でございます。

高校授業料の無償化と関連してどうかというようなお話でございますけれども、それぞれの学校についてその状況をお聞きいたしますと、対外試合、県外への活動費等が相当増嵩しているということとあわせて、学級減等で生徒数が減少しているという中で、やむを得ず負担増をお願いせざるを得ないというような、PTAなり生徒会等の自主的なそれぞれの団体の主体的な判断によって、その取り扱いを決定しているというようにお聞きしているところでございます。総体的な話といたしましては、減免とタイミングが合ったという学校もございますけれども、それぞれの団体における活動費がどうあるべきかというような検討の中で、それぞれの学校の対応が決められているというように承知しておるところでござ

ざいます。

○小西和子委員 一番高いところ 35 万円と、本当に大変な金額だなと思いますので、やはり私費負担の適正化のあたりで指導をお願いいたしますし、給付型の奨学金というのも早道としつつ検討していただければよろしいのかなと思います。

次に、先ほど商工文教委員会から執行部に対する申し入れの概要のところには、授業料無償化のところですね、改善できるものはできるだけ改善するし、制度的に解決しなければならないものは制度的に解決していきますという 1 項がありましたので、そのことについて要望、質問させていただきます。

まず、繰り返しになりますけれども、再入学について徴することは、これは当然のことと考えますけれども、留年で 36 月または 48 月を超える場合も、やはり無償化としていただきたいなと思います。国の法律では、特別な事情のある生徒の対応は地方自治体の判断としておりますけれども、24 県では、これらの生徒は無償対象としているということは、岩手県でもできるのではないかと考えます。公立学校と私立学校の公平性ということが理由に挙げられておりますけれども、ただいま答弁いただいたように、公立学校授業料は月 9,900 円であっても、それ以外の徴収金というのがかなり高額であります。公立学校では、授業料に準じて多額の諸費が先ほど言ったように徴収されておりますけれども、私学との差といいましょうか、私学はどのくらいかなといったときに、公平性云々というのは当たらなくなるのではないかなと思います。方法としては、県立学校授業料等条例第 8 条の授業料の減免で何とか対応できないものかなと、そこを財源として対応できないものかなというふうに考えますし、実際に私、杜陵高校にも行ってきましたけれども、通信制のところにつきましては、48 月で切るということではなくて、何単位でというような切り方のほうがなじむのではないかなと思って話を聞いてまいりました。例えば通信制というと、私は通信教育を受ければいいのだなと思っていたのですけれども、スクーリングがありますね。そこも詳しく説明していただきたいのですけれども——県内、例えば気仙のほうから交通費をかなりかけてスクーリングを受けに来てというようなことを月何回か行うとか、ある生徒は、東京のほうに就職したのだけれども、スクーリングを受けたくて東京から交通費をかけて受けに来たとかいう話も聞きます。ぜひそういうところにも支援をしていただきたいと思って視察をしてまいりました。

授業料無償化について、前回と同じ答弁かもしれませんが、他県と大いに隔たっているこのやり方についても含めて、それから通信制の月数についても御答弁をお願いいたします。

○高橋教育次長兼教育企画室長 授業料の関係でございますけれども、この問題につきましては先般の 6 月議会でさまざまな議論がなされまして、その結果、商工文教委員会の委員長と副委員長が教育長のところにおいてになりまして、見直しの申し出をなされたということでございます。2 月議会で議論されて条例が成立したということとあわせまして、常任委員会の総意としてそういう申し入れを受けたということ、この事実は事実として十分踏

まえまして、現在今後のあり方について検討を進めているところでございます。

現在検討中でございまして、本日具体的な結論を申し上げるということではできませんけれども、一定の方向性といたしまして、前回の申し入れの際にお話ございましたのが、一つには病気に起因する留年について弾力的な運用をすべきではないかということ。それから、過去の在学状況の調査等について生徒の心情に配慮すべきではないかと。具体的にはこの2点について申し入れをいただいたところであります。

それで、そういう中で、現在他県の状況等につきましても検討を進めておりまして、一つには休学した期間については、これは36月、48月の期間から除算するというようにしておりまして、休学の手続きをとらなくても診断書等で確認された場合には休学と同等の扱いができないか、その方向での検討を進めているところでございます。

それから、お話しのございました杜陵高校の通信制でございすけれども、通信制は、これは普通高校と違ひまして、在学実態がかなり大きく相違する。具体的に申し上げますと、在籍者でございすけれども、48月以内の方もいらっしゃいますけれども、15年ぐらいかけて卒業するというようなことで、受講登録を毎年やっている方もございすけれども、中には一定期間空白期間、入学はしたけれども、受講登録をしないで、何年かたってからやると。それから、一たん受講しても、その後でまた、さまざま家庭、それから御本人の諸事情あろうとは思いますが、連続して受講できないという方も多くあるというようなこともございす。そういう中で、実際受講登録をした期間をもって48月の中に入れられないかどうか、それらについても検討しております。

それから、前歴調査でございすけれども、前歴というような言葉の響きも、これもどうかというような御議論もございました。編入者につきましては、本人に確認するというのではなくて、学校間でやりとりする指導要録がございすので、その辺で確認をするものはそれで確認すると。それから、通信制に入った生徒については、基本的には入学時をもって48月の一からスタートするというような取り扱いができないかというような方向で現在検討を進めているところでございまして、他県の動向等も十分踏まえつつ、現在鋭意検討を進めているところでございます。

○小西和子委員 特に通信制についてはさまざまな困難を抱えて、もう一度学び直しをしたいという子供が多く見られると聞いておりますので、何とかそのあたりについて柔軟な対応をお願いしたいと思います。

最後にお伺いいたしますけれども、杜陵学園についてでございます。4月から黒石野中の北杜分校、緑が丘小の北杜分教室ということでスタートして4カ月が経過いたしました。その4カ月間のことにつきまして、わかっている範囲でよろしいですので、どのような状況かお聞かせ願いたいと思います。

○高橋学校企画課長 杜陵学園の分教室についてのお問い合わせでございます。少し説明させていただきますと、児童福祉法の一部改正がありまして、その後改正に伴いまして、鋭意、促進検討会を初め、昨年度、開設準備委員会を開きながら、児童福祉法改正について保

健福祉部ですとか、盛岡の教育委員会等々で検討を進めて、この4月1日に杜陵学園内の施設内学校ということで、緑が丘小学校の北杜分教室と、黒石野中学校の北杜分校ということで設置されたということでございます。基本的には小学校、中学校ということで、盛岡市の設置ということでございますけれども、議会の条例の改正となって設置されたという状況になってございます。

現在の状況につきましては、これまで正式な専門的な教諭がいなかった状況がある中で、4月以降、教員で小学校について1名、中学校について5名、副校長が1名ということでございますけれども、あと事務員の方が1名という体制で進めることができているということでございます。また、先月でございましたけれども、在籍校等々の連絡会を開きながら、現在その進め方につきましても関係者等と調整しながら進めているところでございます。

○小西和子委員 ありがとうございます。ほかに講師の方がお二人入っているということをご先日訪問してわかりましたけれども、特別支援教育的の子供さんはそのうち何人いらっしゃるのでしょうか。もし把握していたならばお聞かせ願います。

○鈴木特別支援教育担当課長 以前に小西委員から御質問があったときに、私も、過去に杜陵学園に入っている方々で、特別支援学級に在籍していた方、あるいは特別支援が必要な方はどれぐらいいるのでしょうかということをごちょっと把握した経緯があります。その資料は今持っていないのですけれども、たしか2名か3名おられるということで、そして特別支援ということも必要だという認識は持っておりまして、それで今回、教員については加配といえますか、そのような形でつけていただいたということになっています。

○小西和子委員 ありがとうございます。年度途中で特別支援的な生徒が2人入ってきたということをご聞いておりまして、中学校のほうなのですけれども、どうしてもお客様になってしまうのだそうです。だから、小学校の教員の方が特別支援指導の免許を持っていらっしゃるということですが、あとは持っていらっしゃらないということですので、何とか支援をしていただければと考えます。

そこを切り口にしてですけれども、先ほどの高校の学科改編について等にもかかわるのですけれども、今特別支援を必要とする子供さんもですが、発達障がいの子供さんがすごくふえてきておりまして、例えば普通高校に入りたいのだけれども、中学校までは普通学級で過ごしてきたのだけれども、高校は不安だからというので、高等部のほうに希望している子供が多いのではないかなと推測されます。たしかインクルーシブ教育を進めていきますと、二、三年前にサンセール盛岡で学習会をしたというのを記憶しているのですけれども、今後県全体としてインクルーシブ教育をどのように進めていくおつもりなのか。特に小学校、中学校につきましてはふだんから一緒に過ごしているのですけれども、高校となるとすっかり普通に教育になってしまうわけで、そのあたりの見通しについてお伺いして私の質問を終わります。

○鈴木特別支援教育担当課長 最初に、高等学校の状況を申し上げますけれども、平成21年の在籍状況ですけれども、支援が必要な方は547名、在籍数との割合は1.6%の方々です。

その中で、いわゆる診断を受けていない方がそのうちに 405 名おられます。恐らくその方が発達障がいのような状況をお持ちの生徒だと見ています。私どもとしては、このように入ってきている状況もございますし、それから高等学校に入りたいという希望の方もおられるということもございますので、まず高等学校で、そういったような方々への基本的な対応について、全部の教員なりが理解をしていくことが必要だということで、プランに盛り込んだように、平成 24 年度までに、できるだけ早く全校を回って研修をしていきたいと思っております。

それから、二つ目でございますけれども、次にはやはり具体的な支援が必要な人に対してどのような支援をするかということ、そういう体制を整えることも必要だということで、ことしから平館高校で実践研究をしていただくような体制を整えております。特別支援学校の教員 1 名を高校のほうに行っていただきまして、そして具体的にどのような——いわゆる現在の体制にどのような配慮が必要な子供たちへの対応をしていくことが望ましいのかといったような検討をしていただきたいと思いますと思って進めているところでございます。

それから、もう一つは、特別支援教育の支援員を今年度から高等学校のほうに、全部で 25 名でございますけれども、配置しているところでございます。これにつきましては、可能な限り今後も継続していきたいと思っております。

その 3 本で、できるだけ早期に、入ってきた子供については、できるだけ大事に卒業まで導くということを基本にやっていきたいと思っております。

○高橋博之委員長 高橋高校教育課長が先ほどの斉藤信委員の理数科の件について答弁をいたします。

○高橋高校教育課長 先ほど斉藤委員お尋ねの県内各校の理数科の在籍数をお答えいたします。盛岡一高は 2 年生が 38 名です。3 年生が 41 名。水沢高校は 2 年生が 43 名、3 年生が 42 名。一関一高は 2 年生が 38 名、3 年生が 32 名。釜石高校は 2 年生が 30 名、3 年生が 30 名でございます。釜石高校は定員割れをしておりますので、やや少な目になっております。

なお、理数科希望の生徒の選択ですが、理数科を持つ各校では 1 年次から 2 年次に進級する際に、生徒を集めてガイダンスを行います。その際は全員普通科でございますが、その普通科の生徒全員を集めまして、将来特に医師とか研究者、それから技術者等を目指す生徒、そして理数科に進みたいという生徒に対してガイダンスを行います。この場合は、保護者を含めて 1 年かけて出す方向となるのが、大抵の学校ではそうなっていると思っております。そこで理数科に進む意思も確認しております。よって、ミスマッチが少ない理数科希望の選択になっていると把握しております。また、各校からも報告を受けていますけれども、各校から活性化につながっているという報告を受けております。

○高橋元委員 私から 1 点ですが、冒頭、教育長から不祥事の関係について謝罪というか、いろいろお話ありました。私のところへもファクスで事件の概要等が送られてきているわけでございますけれども、委員になってから 1 年半余りですが、随分不祥事が続くものだな

という思いで、本当に残念でなりません。この不祥事についてですが、個々それぞれどういう背景があってこういう事件が起きたのかとか、あるいは再発防止に向けて、各学校単位、現場単位でどのように取り組みをしているのか、その辺が見えてこないと感じております。その辺、まず状況をお聞きします。

○及川参事兼教職員課総括課長 最近、委員御指摘のとおり、件数からいいますと、余り自慢になる件数ではないのですが、現時点で昨年と比べますと、件数的にはほぼ同じでございます。ただ、内容的にはかなり悪質な内容に関する懲戒処分というのがことしは目立つというのはそのとおりでございます。先ほど主幹教諭に絡んでお話を申し上げましたが、各学校に対しての通知は毎回しているわけなのですが、例えばことしはこういう案件が起きました、こういう内容でした、それでこれはこういう非違行為なのですということを1件1件説明しながら、各職員に徹底するよということ、各校長、あるいは市町村のほうにもお願いしております。もちろんこれを各教職員一人一人の気持ちの中にまで浸透させるということが重要なわけですが、不祥事をなくす特効薬というのは残念ながらちょっと見当たらないのですが、そういった取り組みを継続してやっていくということになれば一番いいのではないかと、その辺は職員一人一人の気持ちの中に響くような取り組みというのを心がけていきたいと考えております。

○高橋元委員 個々の先生方と、校長なのか副校長なのかわかりませんが、学校の責任ある立場の方との、端的に言えば個々面談みたいな感じのものも年に1回とか、あるいは半年に1回ぐらいやるべきではないかと。そういうところから、さまざまな内在する問題点なんかもあぶり出されてくるわけですし、どういったことで悩んでいるのかとか、そういったこともあるし。例えば私は製造現場出身ですけれども、製造現場ではさまざまな大きな災害の前に、小さい問題がいっぱい幾つもあるとあって、それが解決されないで大きな災害が発生するわけです。つまり、ヒヤリハット運動というのを耳にするかもしれませんが、そういうことをしょっちゅうやっているわけです。ですから、製造現場はそういう形の事故防止をやっているのですけれども、学校の先生は対人間ですから、人対人ですから、なかなかそうはいかないと思いますけれども、私はそういうさまざまなネットワークを使いながらとか、あるいは職員、先生方同士のいろいろな教科ごとのミーティングとか、そういったところでも一つ一つの事件についても議論するべきではないかと。そういうところから、あっ、自分ではこういう、ひょっとすれば危ないなという気づきも出てくるわけですね。そういうことも含めて、私は再発防止をすべきであると思っているわけです。

そこで、先ほど主幹教諭という話、初めて私も、どういう役割なのか、まだ詳しくは存じ上げませんが、そういう先生が出てきて、校長あるいは副校長が忙しいので、こういう方がそのかわりでやるのかな、そんな思いもしてお話を聞いたのですけれども。今の先生方も大変忙しい。それぞれの授業を抱えながら、あるいは校長も副校長も対外的なものを含めて忙しい。互いに忙しい、忙しいで、なかなかその溝を埋めていく人がいなかったというのも大きな問題ではないかなと思います。その辺、今年度新たな取り組みを、再発防止に向

けてこういう取り組みをしたのかどうか、もう一度、主幹教諭の役割も含めて御説明をお願いします。

○及川参事兼教職員課総括課長 まず、各学校での職員との面談、これは今は各学校で毎年何回か、我々もそうなのですが、所属長と所属員の面談というのは年3回ないし4回ぐらい、定期的にはもちろんしておりますし、そういったことも学校の現場のほうでも取組がされておるところでございます。ただ、これが十分に組織内でのコミュニケーションの活発化につながっているかどうかというのは、まだまだ不十分な点もあろうかとは思いますが、この辺のコミュニケーションの徹底による風通しのいい組織づくりとか、そういったことには我々も取り組んでいるつもりですし、主幹教諭の役割というのは不祥事防止だけではなく、そういったことを、校長、副校長だけではなく、それを補佐する立場の主幹教諭というのにも配置して、そういったものを一層活発化するように、例えば校長、教頭の管理職だとすぐにはなかなか話せないことも、いい話し相手になるといったような、主幹教諭がそういう役割を果たしていければいいのかなということもございますので、主幹教諭は来年度は少なくとも今年度の倍ぐらいの数は配置したいと考えておりますし、そういった主幹教諭というポスト等も活用して、職場のコミュニケーションというものを活発に持っていただくように指導してまいりたいと考えております。

○高橋元委員 いろいろそういう取り組みをしておられるということで、その効果を今後期待をしたいと思います。私が育った時代は、先生は聖職者という見方で、さまざまな社会の規範等々も熟知をされ、地域の一つのトップリーダー、あるいは鏡というか、そういう行動もされている、そんな評価もされておったと私は思います。最近はどうもサラリーマン化し過ぎたのではないかなというような、どこか将来の子供を育てていくという大切な仕事だということところが、少し日常の活動の中で薄れてきているような気がしてなりません。そういう意味では、組合のほうからもおしかりを受けるわけですが、いずれ学校の中で教員はこうあるべきだという、何かやっぱりそういうことを時折確認するような、そういうことも必要ではないかなと私は思うのですけれども、その辺は学校現場ではどんな取り組みになっているのかお聞きして終わりたいと思います。

○及川参事兼教職員課総括課長 個々のそういった教員としてのあるべき姿とか、そういった個々のテーマ、学校現場のほうで話し合われているテーマというところまでは、個々の把握をしているということではございませんが、最近いろんな不祥事が頻発しているということもございますので、そういったことを話し合える、考えていただけるような材料を提供していきたいと思っておりますし、現場のほうの話を聞いても、その辺の取り組みというのはだんだん浸透してきていると我々も認識しているところがございますので、こういう傾向が、残念ながらことしは余り芳しくない事案が発生しているわけですが、こういったことを反省点として、こういう認識を現場のほうに努力していただくように、我々も一緒に提供できるように、いろんな情報交換、それからコミュニケーション、そういったものの活発化を図っていききたいと思います。



○郷右近浩委員 常によくこの委員会のときには聞いているわけなのですけれども、屋内練習施設でございます。きょうは聞かないでおこうかなと思ったのですが、前に質問させていただいたときには、そのときにはそれぞれ少しずつ進んでいる中で、いろんな進捗があれば、そのときに委員会のほうで最初にお話しするといったようなお話をいただいております。ただ、何も報告がないということは何も進捗がないのかなと思いつつも、その間プロポーザル方式による業者決定というようなことで動きがあったかのように私認識しておりましたので、どのようになっているのか、現状、進捗状況とか教えていただければと思います。

○平藤スポーツ健康課総括課長 多目的屋内練習施設の建設の準備状況についてですけれども、委員御指摘のとおり、プロポーザルで業者候補を特定した段階でございます。県内の263社の中から10社に絞りまして指名をいたしまして、そのうちから1社の候補者を今選定した段階でございます。これから契約などの事務手続を進めていって決定するという段取りになってございます。8月末の最終決定になる見込みでございます。

申しわけございません。大規模評価委員会にもかかっておりまして、そちらのほうも動きがありましたので御説明いたします。県の大規模事業評価専門委員会につきましては、これまで3回実施しております。うち1回は現地調査です。8月19日に答申が出る見込みとなっております。事業実施という答申をいただくことになる予定でございます。そのことも報告いたします。

○郷右近浩委員 ありがとうございます。業者がそれで決定を予定しているというか、これから決まるということでございますけれども、それからやっとな設計というか、細かいところに入っていきというようになっていくと思いつつも、この間その委員会の方々ですか、今回の事業のさまざまな各界から出てきていただいている委員の方々にはどのような、その方々の意見聴取というか、施設をどのようなものをつくるかといったような面では、少しでも話というのは何か進んでいることはあるのでしょうか。

○平藤スポーツ健康課総括課長 今までございましたものは、基本構想選定委員会という委員会でございます。そこでいろんな御意見をいただきまして基本構想を立てた段階でございます。これから基本設計、実施設計に入る段階では、仮称でございますが、実施設計等の検討委員会を新たに組織いたしまして、各界からの御意見をいただきながら基本設計に入っていきという段取りでございます。

○斉藤信委員 ちょっと小西委員の質問に関連して一つだけ。学校徴収金の問題で、私も相談を受けたケースもありますのでお聞きします。これは昨年調査をしたということですね。調査結果については後で提供してください。それで、1学年当たり35万円から13万円と、何でこんなに開きがあるのか。ちょっと異常な開きですね、これ。何でこんな倍以上の開きがあるのか。

それと、10校が今まで減免をしていたけれども、6校廃止したということをお聞きしました。私、この話は前にも聞いていたけれども、本当に低所得者に対する思いやりが欠落している

と思います。というのは、低所得者の場合は、今までも授業料を減免されているのです。高校授業料の無償化で何のメリットもないのです。そういう方々がそれを契機にして、今まで学校徴収金の、これは一部ですけれども、減免をされていたもの、それが廃止をされた。そうすると、低所得者の子供たちは負担増だけが来るのです。私、この話を聞いて、本当に何を考えているのだと、学校現場は。何のための高校の無償化なのかと。いわば低所得者の方にはメリット一つもなかったのです。ではなくて、負担増になったと。それはPTAが決めたとかと言っているけれども、とんでもない話ですよ。高校無償化が低所得者にとってプラスになると、なって初めてこの制度は生かされるのです。今回6校が廃止したという、何でそのようになるのか。大体授業料さえ無償化になっているときに、例えばPTA会費を取っていいのかと、教育振興費を取っていいのかと、私は思いますよ。大体低い13万円といったって、授業料より高いのですよ。そういう意味では、本当にこの学校徴収金のあり方というものを、調査を踏まえてどのように考えているのか。低所得者に対する配慮というのは、改悪されるのではなくて、もっと改善されるべきだったのではいかと思いますけれども、いかがですか。

○高橋教育次長兼教育企画室長 授業料の減免は、既に無償化以前から所得状況で減免されていた方にとっては、特段のメリットがないという委員の御指摘については、これは御指摘のとおりでございます。そのような状況の中で、今回の法律の趣旨が学習環境を整備していくということにあるのであれば、やはり奨学金制度等についても、これも給付型の奨学金制度を創設するのが本来の正しい方向ではないかということで、国に対する政策提言の中で、そのような事情にも配慮しながら、そういう要望をさせていただいているところでございます。

それで、学校徴収金との関係でございますけれども、これはそれぞれ、学校徴収金のうち、学年会費とか生徒会費等については、これは学校の活動に直接的な恩恵を子供たちが受けるということで、等しく負担してもらおうというのが本来あるべき姿というように思っておりますし、それから団体徴収金については、それぞれの自主的な活動の中でどうあるべきかというのは、それぞれの団体の中で主体的に話し合われるべき性格のものではないかなというように思っています。

それで、今回授業料の無償化にあわせて減免措置が廃止されたという、結果的にそうなっている学校もでございますけれども、それぞれの学校にその実情を聞いてみますと、減免措置そのものが生徒、家庭からの負担によって成り立っているという中で、さまざまな活動経費が増嵩している中で、徴収金をふやすという状況の中で、減免措置を維持するのはどうかという、そういう徹底した議論がなされて、万やむを得ずそのような措置がとられたというように話を伺っております。基本的にはそれぞれの団体の主体的な判断ということでございますけれども、議論の中ではさまざまな面からの検討がなされたというように把握しておるところでございます。

○斉藤信委員 哲学の貧困を感じますよ、私は。低所得者に対する思いやりがないのです。

私が相談を受けたのは母子家庭の方でした。今まで授業料減免で、学校徴収金も、これは金額ではないですよ、一部減免になるのです。それが今回はなくなると。せっかく高校無償化で、高校の教育も保障しようという、こういう流れのときに、低所得者に対する思いやりがないのです。例えば学年会費とか生徒会費とかPTA会費なんていうのは、授業料減免されている人たちには、当然減免して当たり前の金額だと思いますよ。そうでしょう。授業料さえ今まで減免されていた方々だったら、何でそういう方々から生徒会費とか、PTA会費とか、学年会費を取らなければだめなのですか。私は、こういうものは減免されて当然ではないかと思えますよ。あとは全体の経費の頭割りみたいな、そういう経費だって、本来はこういう方々は減免されて当然ではないのかと。高校教育をどうやって保障するかという、こういう立場から考える必要があるのではないのでしょうか。

高校無償化になって、かえって負担がふえたというこの事態に危機感を持ってほしいのですよ。そういう意味でいくと、本当に学校現場が、いろんな事情あるかもしれない。しかし、低所得者に対してそれが改悪という、負担増という結果になるというのはやっぱり好ましくないのではないかと。そういう人たちこそ救済されるべきだし、手立ては尽くすべきだし、せっかく学校徴収金を調査したというのだから、もっと県教委も分析をして、最終的に決めるのは各学校だけれども、特に低所得者で本当にぎりぎりのところで高校に通っているという、こういう子供たちに対するその思いやり、そういう精神がないから不祥事が起きるのですよ。私、本当そう思いますよ。殺伐としているのですよ、精神が。そういう思いやりがあったら、生徒に対するそういう思いやりがあれば、その思いやりを大事にするような学校であれば、そういう問題も解決できるのではないかと。

例えば私、葛巻町長の話をさっき言いましたけれども、葛巻町は刑法犯というか、非行犯は1年間1人もなかったということです。恐らく全国唯一だったと思います、去年は。そういう学校というか、そういう環境をつくってきたのだということを町長が言っていました。私は、そういう弱者に対する思いやりというのは、教育の場でこそ培われる必要があるのではないかと。廃止をされてしまったという、こういう中で、そこらを見直すというか、低所得者に、そういう厳しい中で学校で学んでいる子供たちに光を当てるようなことをぜひ県教委は考えていただきたい。調査の結果を生かしていただきたい。いかがですか。

○高橋教育次長兼教育企画室長 犯罪等々の関係については、なかなか目に見えるものではございませんので、その辺は教育委員会として、本来きちんとやるべきことについては対応していきたいと、このように思っております。

それで、徴収金の関係でございますけれども、先ほど来申し上げておりますとおり、減免措置を継続していく中で、実質的な負担はほかの生徒、家庭の負担になるということで、また活動費が縮減する結果になるということで、相当ジレンマを抱えておりました、減免制度があるべきという、委員おっしゃる考えも一つのお考えとは思いますが、それらを含めて総合的に、それぞれの学校、団体の中で話し合われて、望ましい結論が得られるということをご期待しておるところでございます。

○斉藤信委員 例えばこの減免がなくなればどうなるか、最低でも13万円からの支払いがある。多いところだと35万円だというのでしょうか。授業料減免で11万9,000円ではないですか。だから、子供たちすべて平等にというのは、それは経済的な不平等を踏まえてやらなければだめなのです。負担能力に応じて考えなければだめではないですか。負担能力ない人にも同じでいくのだと、自己責任だと、受益者負担だと、そういうことではないと思いますよ、私は、教育の原理というものは。私が言っているのはそういうことなのです。少なくとも額だからね。私は、そういう負担が限界を超えるようなものというのは、一律には行方べきではないと、こういうのは最大限免除できるものは免除すると。費目だって、私は詳しく言っているけれども、学年会費とか生徒会費とかPTA会費というのは、減免されて当然ではないでしょうか。授業料を減免されるような人から一律に取るということ自身、私は不平等だと思いますよ。だから、そこらも含めて、今すぐとは言わないけれども、そういう一人一人の実情に合って、低所得者に思いやりが伝わるような考え方というのが必要ではないかなと、指摘して終わります。

○高橋博之委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 なければ、これをもって本日の調査を終了いたします。

また、9月1日に予定されております閉会中の委員会についてであります。今回継続審査となりました請願陳情3件の審査及び雇用対策の状況について引き続き調査をすることといたしておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。